

令和7年度第2回市町等教育長会議資料

目次

【説明項目】

- 1 自己肯定感を涵養する教育の推進について 1
- 2 学校教育活動等における熱中症事故の防止について 7
- 3 学校におけるカスタマーハラスメント防止に向けて 28
- 4 教職員の人材確保について 30
- 5 服務規律確保の徹底について 35
- 6 令和7年度オンライン国際交流について 38
- 7 県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）について 41
- 8 子どもの自死予防のための動画教材の活用について 43
- 9 いじめの防止に向けた取組について 45
- 10 不登校の状況にある児童生徒への支援について 50
- 11 令和8年度以降の法定・悉皆研修の再編について 58
- 12 令和7年度「三重の教育談義」の開催について 62

【配布項目】

- 13 みえ防災ナビについて 64
- 14 令和8年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について 66
- 15 修学旅行等の実施時期の柔軟な検討について 71

1 自己肯定感を涵養する教育の推進について

1 はじめに

令和6年3月に策定した三重県教育ビジョンでは、施策「一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進」を32の施策の筆頭に位置付け、自己肯定感^{*1}や幸福感など一人ひとりのウェルビーイング^{*2}の向上をめざすこととしています。

三重県教育ビジョンの進行管理に当たっては、毎年度、KPI（重要業績評価指標）の達成状況を評価することとしており、施策「一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進」に係るKPIについては、令和6年度の目標値を概ね達成することができました。

項目		R 5	R 6		
		現状値	目標値	実績値	目標達成状況
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある子どもたちの割合	小学生	90.1%	90.4%	92.1%	1.00 (A)
	中学生	87.9%	88.5%	90.6%	1.00 (A)
自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合	小学生	81.9%	82.5%	82.4%	0.99 (B)
	中学生	80.9%	81.2%	83.7%	1.00 (A)

一方で、令和6年度の三重県教育改革推進会議や市町等教育長会議において、成果を分析し課題を明らかにするための評価について意見がありました。

このことを踏まえ、令和7年度からは、自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組の評価について、これまでのKPIに加え、新たな指標を用いることとしました。

2 評価の考え方

三重県教育ビジョンを策定する際に参酌した国の第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）（以下「国の計画」という。）では、「持続可能な社会の創り手の育成」と、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という2つのコンセプトが掲げられています。

*1 三重県教育ビジョンでは、ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえる感情を「自己肯定感」という用語で広くとらえています。

*2 ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念です。

一つ目の「持続可能な社会の創り手の育成」では、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や想像力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図ることが必要としています。

二つ目の「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」では、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させることが求められるとしています。

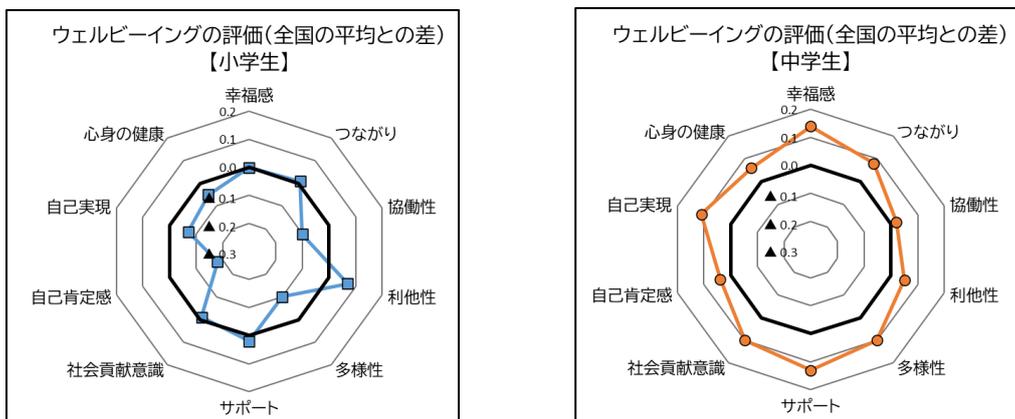
また、ウェルビーイングの要素としては、「自己肯定感」、「幸福感」のほか、「学校や地域でのつながり」など 11 の要素が例示されており、それを支える要素として、「学力」や「学習環境」、「家庭環境」などが挙げられています。

これらのことを踏まえ、県教育委員会では、国の計画を参考に、毎年度実施される全国学力・学習状況調査を活用して、「ウェルビーイングの評価」及び「ウェルビーイングを支える要素に関する取組に対する評価」を行うことで、自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組を推進します。

3 ウェルビーイングの評価

ウェルビーイングを評価するに当たっては、ウェルビーイングの要素のうち、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査から評価できる 10 の要素を数値化し、全国の平均との差の推移を見ることとします(対応表 1 参照)。

令和 6 年度の結果を見ると、小学生は 4 つの指標で全国の平均以上となりました。中学生は全ての指標で全国の平均を上回り、特に「幸福感」や「サポートを受けられる環境」で差が大きくなっています。

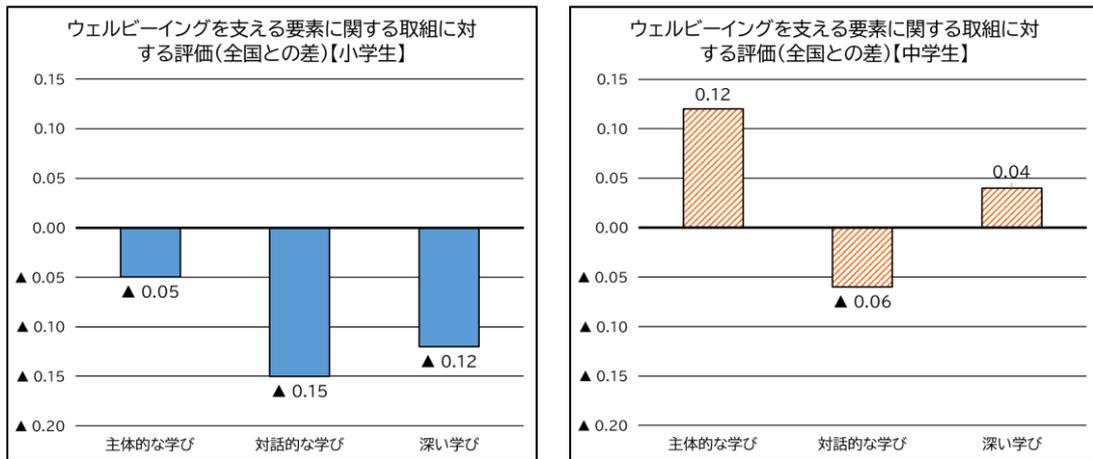


※児童生徒質問調査における 4 段階の選択肢を数値化し、最大 10 点で計算

4 ウェルビーイングを支える要素に関する取組に対する評価

ウェルビーイングを支える要素に関する取組を評価するに当たっては、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査で評価できる学力に関係した主体的・対話的で深い学びの実現状況を数値化し、全国の平均との差の推移を見ることとします（対応表2参照）。

令和6年度の結果を見ると、小学生は3つの指標で全国の平均を下回っています。中学生は「主体的な学び」と「深い学び」で全国の平均を上回っています。



※児童生徒質問調査における4段階の選択肢を数値化し、最大10点で計算

5 今後の進め方

自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組の評価に新たな指標を用いることについて、いくつかの市町等に考え方を相談したところ、次の意見がありました。

- ・ これまでの市町等の取組の成果を適切に評価できる
- ・ 評価を踏まえることで、これからの取組を効果的に実施できる

また、既に独自の評価を行い取組を実施している市町等もありましたが、それらの市町等においても肯定的な意見をいただいていることから、県としては、自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組を県内全域に展開するために、次のように考えています。

- ・ 県及び市町等で共通の考え方を持つ
- ・ 各市町等は実情に応じ共通の考え方を活用して評価し、取組を実施する

このため、市町等に対し次のデータ等を提供しますので、活用について検討をお願いします。

- ・ 当該市町等における評価に関するデータ
- ・ 市町等において学校別に評価するためのツール

なお、次回の市町等教育長会議では、令和6年度及び令和7年度のデータを示した上で、自己肯定感を涵養する教育の推進に係る取組について意見交換を予定しています。

対応表 1 (ウェルビーイングの評価)

番号	ウェルビーイングの要素	令和6年度 全国学力・学習状況調査 (質問番号・質問項目)	
1	幸福感	16	学校に行くのは楽しいと思いますか
		19	普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか
2	学校や地域でのつながり	18	友達関係に満足していますか
3	協働性	37	授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切にしてお互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか
		39	あなたの学級では、学級生活をより良くするために学級会(学級活動)で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか
4	利他性	12	人が困っているときは、進んで助けていますか
		13	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか
		15	人の役に立つ人間になりたいと思いますか
5	多様性への理解	17	自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか
6	サポートを受けられる環境	10	先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか
		14	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか
		36	先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれていると思いますか
7	社会貢献意識	25	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか
8	自己肯定感	9	自分には、よいところがあると思いますか
9	自己実現	11	将来の夢や目標を持っていますか
10	心身の健康	1	朝食を毎日食べていますか
		2	毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか
		3	毎日、同じくらいの時刻に起きていますか
		8	健康に過ごすために、授業で学習したことや保健室の先生などから教えられたことを、普段の生活に役立てていますか

対応表 2 (ウェルビーイングを支える要素に関する取組に対する評価)

番号	ウェルビーイングを支える要素に関する取組	令和6年度 全国学力・学習状況調査 (質問番号・質問項目)	
1	主体的な学び	20	分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか
		30	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか
		34	学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますか
2	対話的な学び	29	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表していましたか
		33	学級の友達(生徒)との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか
3	深い学び	31	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていましたか
		35	授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思いますか

※ 今後、質問項目が変更された場合には、別の質問項目を割り当てることを想定。

2 学校教育活動等における熱中症事故の防止について

1 児童生徒の熱中症対策の確認・徹底について

近年、気候変動等の影響により、熱中症による死亡者数や救急搬送者数が増加傾向となっており、学校管理下（登下校中を含む）における熱中症は、令和6年には全国で2,960件が確認されています。

今年の夏は全国的に気温が高いと予想されていることから、それほど気温の高くない時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数（WBGT）に基づいて活動実施を判断すること、その他、熱中症事故防止に関して児童生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要です。

各学校において以下の内容も参考にしながら、熱中症事故の防止について引き続き適切に対応いただきますよう、お願いいたします。

（1）学校管理下における熱中症対策の留意点

①熱中症事故を防止するための環境整備等について

- ・ 活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整える。
- ・ 暑熱順化（暑さに徐々に慣らしていくこと）は有効であることから、暑さに慣れるまでの順化期間を設ける等、適切に取り入れる。
- ・ 学校施設の空調設備を適切に活用する。
- ・ 気温だけで判断することなく、活動の前や活動中に暑さ指数（WBGT）を計測し、熱中症事故の危険度の把握を行う。（※1）

②各種活動実施に関する判断について

- ・ 暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識を図る。
- ・ 暑さ指数（WBGT）等に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期す。

③児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

- ・ 登下校時を含め、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導する。
- ・ 保護者に対しても熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図る。

（2）県教育委員会の対応

熱中症特別警戒アラートも含めた県の対応方針を作成し、県立学校に対して別紙参考資料のとおり通知するとともに、市町教育委員会にも参考送付を行っています。（令和6年6月13日、令和7年5月9日に送付）

(3) 市町等教育委員会への依頼事項

市町等教育委員会におかれましては、暑さ指数（WBGT）に基づいた活動実施の判断を適切に行うよう、県の対応方針等（※2）も参考に、管内小中学校における対応方針を検討し、備えを進めていただきますようお願いいたします。

また、熱中症警戒アラート発表時の対応方針につきましても、あわせて検討を進めていただきますよう、お願いいたします。

※1 暑さ指数（WBGT）は、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風の要素を取り入れた指標です。熱中症で救急搬送される人の数は、気温のみの場合よりも、暑さ指数（WBGT）を用いた場合の方がより関連していることが知られています。

暑さ指数（WBGT）の算出

$$\begin{aligned} \text{WBGT(屋外)} &= 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度} \\ \text{WBGT(屋内)} &= 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度} \end{aligned}$$



7

湿度の効果



2

輻射熱の効果



1

気温の効果

- 乾球温度：通常の温度計が示す温度。いわゆる気温のこと。
- 湿球温度：温度計の球部を湿らせたガーゼで覆い、常時湿らせた状態で測定する温度。湿球の表面では水分が蒸発し気化熱が奪われるため、湿球温度は下がる。空気が乾燥しているほど蒸発の程度は激しく、乾球温度との差が大きくなる。
- 黒球温度：黒色に塗装された薄い銅板の球（中空、直径150mm、平均放射率0.95）の中心部の温度。周囲からの輻射熱の影響を示す。

図の出典：環境省

※2 暑さ指数（WBGT）に基づいた県の対応方針等の概要

暑さ指数(WBGT)	県の対応方針、熱中症予防運動指針
35以上 (熱中症特別警戒アラート相当)	・原則として休校 ・各種行事について原則として中止・延期
33以上 (熱中症警戒アラート相当)	・運動以外の活動について、場所や内容の変更、中止・延期を検討
31以上	・運動は原則中止
28～31	・厳重警戒(激しい運動は中止)
25～28	・警戒(積極的に休憩)
21～25	・注意(積極的に水分補給)

2 職場における熱中症対策の強化について

全国で、職場における熱中症による死亡者は3年連続で年間30人を超えており、その約7割は屋外作業であったことから、今後、気候変動の影響により、更なる増加が懸念されています。また、熱中症による死亡災害の原因のほとんどが「初期症状の放置、対応の遅れ」によるものとなっています。

こうした傾向をふまえ、熱中症のおそれがある労働者の早期発見や重篤化防止のため、労働安全衛生規則が改正され、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。

(1) 改正の概要

①対象となる作業

「暑さ指数（WBGT）28以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業」が熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業として示されました。

②義務付けられる対応

・早期発見のための「体制整備」

事業者は、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行うときは、異常を早期に発見するため、作業従事者が熱中症の自覚症状がある場合や作業従事者が熱中症による健康障害を生じた疑いがあることを見つけた場合に、その旨を報告させるための体制を整備しなければなりません。

・重篤化を防止するための「手順作成」

事業者は、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行うときは、作業中止、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症の症状の重篤化を防ぐために必要な措置の内容及びその実施手順をあらかじめ定めなければなりません。

・「関係者への周知」

事業者は、上記の「体制」及び「手順」について作業従事者へ周知しなければなりません。

(2) 県教育委員会の対応

この度の規則改正をふまえ、県立学校に対して次のとおり対応方針を通知しました。

① 該当作業の有無の確認

所属内の作業で、上記「(1)改正概要」にある、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業の有無について確認する。

② 「体制整備」、「手順作成」及び「関係者への周知」

①の該当作業があると考えられる場合は、「(1)改正概要」をふまえ、所属の対応計画を作成するとともに、職員に周知をする。

(3) 市町等教育委員会への依頼事項

令和7年5月22日付けにて規則改正に関する総務省からの通知を市町等教育委員会へ共有させていただくとともに、令和7年6月5日付けにて県立学校への通知を参考送付させていただきました。市町等教育委員会におかれましては、職員が熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際には、熱中症による重篤化を防止するため、法令等に基づき、学校の実態に即した適切な対応をお願いいたします。

児童生徒等の熱中症事故を防ぐためには、それほど気温の高くない時期から適切な措置を講ずること、暑さ指数に基づいて活動実施を判断すること、児童生徒等へ事故防止に関して指導すること等が重要であり、こうした点も含め各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を周知します。

7 教参学第 1 2 号
令和 7 年 5 月 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各国公立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
中園和貴
文部科学省初等中等教育局教育課程課長
武藤久慶
スポーツ庁政策課長
大杉住子
スポーツ庁地域スポーツ課長
大川晃平

学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）

日頃より学校教育活動等における事故防止に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度の夏の気温は、気象庁による 1946 年の統計開始以降、西日本と沖縄・奄美で歴代 1 位（東日本は 1 位タイ）（参考 1）となり、日本国内での熱中症による救急搬送人員（全年齢）は 97,578 人（参考 2）となりました。また、こうした状況において、学校の管理下や登下校中における熱中症は 2,960 件（参考 3）が確認されています。

今年の夏は全国的に気温が高い（参考 4）と予想されており、学校において健康被害を防ぐため、**教職員や部活動の指導者等で共通認識**を図りながら、それほど気温の高くない（25～30℃）時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず**暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）に基づいて活動実施を判断**すること、その他、熱中症事故防止に関して**児童生徒等へ適切に指導**を行うこと等が必要です。

こうした点を含め、下記のとおり各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を周知しますので、**熱中症事故の防止について引き続き適切に対応いただきますようお願い**します。熱中症対策に関連して、児童生徒等が水筒を持ち歩く際の事故に関する注意喚起資料（消費者庁作成）（別添 1）をお送りしますので、併せて御確認願います。

また、本通知には「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和 6 年 4 月追補版）」を添付していますが、この中には**各学校における熱中症事故対策のポイントを整理・確認することに役立つチェックリスト（別添 2）**を収録していますので、効果的に活用いただきますようお願いいたします。

なお、熱中症事故の防止について、学校等において理解を深めるための研修会等を実施する際、医学的な見地について、学校の設置者から各地の医師会に対して協

力依頼があった場合には積極的に対応いただけるよう、文部科学省から公益社団法人日本医師会へ依頼していることを申し添えます。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国立大学法人担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、学校における働き方改革の観点から、別添2のチェックリストを効果的に周知・活用いただくなど、貴課において必要に応じて適切に御対応いただけますと幸いです。

記

1. 熱中症事故を防止するための環境整備等について

- ・ 活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えること。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるように備えるとともに、ためらうことなく一次救命処置（AEDの使用を含む）や救急要請を行うことのできる体制を整備すること。
- ・ 学校施設の空調設備を適切に活用すること。
- ・ 普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- ・ 室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり、「環境を考慮した学校施設づくり事例集」（令和2年3月）を参考にしつつ、施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をすること。
- ・ 幼児等が送迎用バスに置き去りにされた際、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことに十分留意し、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。なお、送迎用バスに設置された安全装置については、あくまでヒューマンエラーの防止を補完するものであるということを十分理解し、置き去り防止について万全を期すこと。
- ・ 学校の管理下における熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生していることにも十分留意すること。
- ・ 休業日明け等の子供たちの体がまだ暑さや学校における様々な活動等に慣れていない時期は熱中症のリスクが高いことや、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により熱中症事故が発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故防止のための適切な措置を講ずること。
- ・ 熱中症対策には、暑熱順化（暑さに徐々に慣らしていくこと）も有効であることから、気温が高くなり始めたら、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、適切に取り入れること。（暑熱順化を含むスポーツ活動における熱中症事故のポイントについては別添3を参照）
- ・ 活動の前や活動中に暑さ指数を計測する等し、熱中症事故の危険度の把握に努めること。（暑さ指数に応じた活動実施の目安の例は別添4を参照）
- ・ 運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、特に教職員等の体制が普段と異なる環境で活動する際には、事故防止の取組や緊急時の対応につ

いて、児童生徒等も含めた事前の確認及び備えをしておくこと。

- ・ 児童生徒等のマスクの着用に当たっては、熱中症事故の防止に留意すること。

2. 各種活動実施に関する判断について

熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識を図ることが重要です。なお、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数を用いることが有効です。（別添4）

暑さ指数は、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認することができます。また、同サイトでは、環境省による熱中症警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日17時及び当日5時頃、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数が33を超える場合）に発表）や熱中症特別警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日14時頃、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数が35を超える場合）に発表）の発表状況等も確認することができます。

なお、域内の暑さ指数の実況値・予測値、熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことが重要であるにことに十分留意してください。

環境省と文部科学省では、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を令和3年5月に、この手引きの追補版を令和6年4月に共同で作成しています。これらの資料の詳細は後述（5.）します。

また、スポーツ活動における熱中症事故の防止については、公益財団法人日本スポーツ協会が「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を作成しています。

これらの資料を活用するなどし、各種活動の実施等に関して適切に判断いただくようお願いいたします。

なお、暑さ指数に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期していただくようお願いいたします。

3. 児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

熱中症を防止するためには、登下校時を含め、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導することが必要です。以下のような点をはじめとして、児童生徒等への指導について御留意いただくようお願いいたします。

- ・ 暑い日には帽子等により日差しを遮ること、通気性・透湿性の悪い服装等を避けること
- ・ 運動するときはその前後も含めて適切に水分・塩分を補給し休憩をとること、児童生徒等自身でもよく体調を確認し、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員に申し出ること
- ・ 児童生徒等同士で互いに水分・塩分補給や休憩の声掛け等を行うこと
- ・ 児童生徒等の腹部に水筒がある状態で転倒した場合、内臓を損傷する等重篤な事故が発生するリスクがあること等を踏まえ、①水筒はなるべくカバン等に入れて腹部に抱えないようにすること、②水筒を首や肩にかけた状態で走らないこ

と、③活動の際には水筒を置くようにすること（詳細は別添1のとおり）

- ・ 運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたいうえでその後の活動（登下校を含む）を行うこと
- ・ 体調不良等により下校やその他活動が困難だと感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ること

なお、児童生徒等への熱中症防止に関する指導の観点から、保護者に対しても熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図るようお願いします。

4. 休業日等の取扱いについて

休業日等については、別添5の関連規定を踏まえ、次の（1）及び（2）を参考として、適切に御対応いただくようお願いします。

- （1）各設置者及び学校等におかれては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無等を踏まえ、児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、夏季における休業日延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮等をはじめとした対応について検討すること。

その際、別添5の関連規定等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

- （2）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

5. 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）について

環境省・文部科学省は、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けの熱中症対策ガイドライン等の作成・改訂に資することを目的として、令和3年5月に「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（以下、「手引き」という。）」を作成しました。

昨年4月には、当初版の手引きを作成してから約3年が経過し、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえ、その内容を一部追補する資料（令和6年4月追補版）を取りまとめました。

追補版は、気候変動適応法等の一部を改正する法律の施行による制度の概要や最近の事故事例及び教訓、学校等における熱中症事故対応に関する事例を掲載するとともに、各学校等における熱中症事故防止に必要な取組や留意点が一覧できるチェックリストを収録しています。（別添2）

各学校設置者におかれては、本追補版の内容や地域の特性等を踏まえつつ、設置する学校等において熱中症対策の推進が図られるよう、よろしくお取り計らいいただきますようお願いします。

【学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・チェックリスト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

【参考サイト】

○文部科学省・スポーツ庁

- ・熱中症・水難事故防止関連情報
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引き
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyoul1.pdf#page=24>
- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf#page=49>
- ・環境を考慮した学校施設づくり事例集
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm
- ・スポーツにおける熱中症 対策&予防編(室伏長官による熱中症対策の解説動画)
https://www.youtube.com/watch?v=2i_8TSuteY0
- ・スポーツにおける熱中症 対策&対処法編(室伏長官による熱中症対処法の解説動画)
<https://www.youtube.com/watch?v=c8IVgIjC22k>

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト
<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2022」(令和4年3月改訂)
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・熱中症の予防(学校等での事故防止対策集)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx#heat

○公益財団法人日本スポーツ協会

- ・熱中症を防ごう
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#04>

【担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966

こども安全メール from 消費者庁

「Vol.635 水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意!」(2023年8月25日配信)

残暑が厳しく、まだまだ水分補給が欠かせない時期が続いています。出掛ける際、こどもが水筒を持ち歩く機会も多いと思いますが、転倒した際に首や肩に掛けていた水筒がお腹に当たり、内臓を損傷する等といった思わぬ事故が発生しています。



消費者庁・国民生活センターには、水筒を持ち歩くこどもの転倒事故についての情報が、医療機関(※1)から寄せられています。

- 「水筒(1 リットルの容器)を斜め掛けにして歩いていたところ坂道で転倒し、地面と水筒に挟まれる形で腹部を強打した。脾臓のため集中治療室に入院し、保存加療で10日後に退院した。」(9歳)(※1)
- 「通学中に友人と追いかけてっこをしていたところ転倒し、斜め掛けしていた水筒が腹部の右側に当たった。痛みと嘔吐があり救急搬送され、小腸破裂、汎発性腹膜炎のため緊急手術の上、集中治療室に入院した。」(10歳)(※1)
- 「登校中、走っていたところ硬い土の場所ですまずいて転倒した。その際、首から提げていた水筒が、地面とお腹の間に挟まり、腹部を強打した。内臓損傷により、脾臓50%程度及び脾臓を摘出した。」(7歳)(※2)

こどもは転倒しやすい、転倒した際に反射的に手をつくといった動作が取りにくい等の特徴があります。また、こどもは腹部臓器の占める割合が大きい、お腹周りの筋肉が弱い等の理由から、腹部に外から力が加わった場合に内臓損傷が起こりやすいとされています(※2)。

よって、水筒を首や肩から掛けていると、転倒した際、上記事例のように水筒が腹部に当たる可能性があるため危険です。

このほか、水筒のひもが首や腕に絡まったり、遊具等に引っかかったりすることにも注意が必要です。

こどもに水筒を持ち歩かせるときは、以下のポイントに注意しましょう。

- 水筒はなるべくリュックサック等に入れましょう
- 水筒を首や肩に掛けているときに走らないようにしましょう
- 遊具等で遊ぶ場合は、水筒を置いて遊ぶようにしましょう

熱中症予防に役立つ水分補給の道具に思わぬ危険が潜んでいます。転んだときの危険性について日頃からこどもに教えておくことが大切です。

1. ※1: 消費者庁は(独)国民生活センターと共同で、平成22年12月より、医療機関(令和5年8月現在で32機関が参画)から事故情報の提供を受けています(医療機関ネットワーク事業)。
2. ※2: (公社)日本小児科学会 Injury Alert(傷害速報)「No.059 水筒による脾外傷」(PDF)

(過去の関連メール) Vol.626 早めの熱中症予防! 症状が現れたら速やかな処置を!

(消費者庁提供資料)

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（追補版）に収録する
チェックリスト

（1）日頃の環境整備等

<input type="checkbox"/>	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
<input type="checkbox"/>	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）
<input type="checkbox"/>	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要）
<input type="checkbox"/>	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温 30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする
<input type="checkbox"/>	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
<input type="checkbox"/>	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AED の使用も視野に入れる）
<input type="checkbox"/>	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
<input type="checkbox"/>	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒等とも共通認識を図る
<input type="checkbox"/>	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
<input type="checkbox"/>	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
<input type="checkbox"/>	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する
<input type="checkbox"/>	送迎用バスについては、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底する（安全装置はあくまで補完的なものであることに注意）

(2) 児童生徒等への指導等

<input type="checkbox"/>	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する (運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする)
<input type="checkbox"/>	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
<input type="checkbox"/>	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等のマスク着用にあっても熱中症事故の防止に留意する
<input type="checkbox"/>	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動(登下校を含む)を行うよう指導する
<input type="checkbox"/>	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数(WBGT)を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
<input type="checkbox"/>	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
<input type="checkbox"/>	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってはできるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する

(3) 活動中・活動直後の留意点

<input type="checkbox"/>	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
<input type="checkbox"/>	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
<input type="checkbox"/>	熱中症発生時(疑いを含む)に速やかに対処できる指導体制とする (重度の症状(意識障害やその疑い)があれば躊躇なく救急要請・全身冷却(全身に水をかけることも有効)・状況によりAEDの使用も視野に入れる)
<input type="checkbox"/>	活動(運動)の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する(運動強度の調節も考えられる)
<input type="checkbox"/>	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
<input type="checkbox"/>	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動(登下校を含む)を行うことに注意する

スポーツ活動における熱中症事故の防止

① 適切な予防措置



スポーツ庁

- ✓ スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しています。熱中症は、梅雨明け等の気温が急に上昇したとき、また、合宿初日や休み明け、あるいは低学年（特に新入生）に多くみられます。いずれも、「体が暑さに慣れていない」からです。



【暑熱順化】 気温が高くなり始めたら、暑さに慣れるまでの順化期間を設けましょう。順化期間の最初は運動量を落とし、次第に負荷を高めて行きます。

- 気温が高くなり始める5～6月から開始します
- トレーニング開始から順化の効果が表れるまで5日間を要します
- 服装は汗の蒸発を妨げない服装が好ましいです

- ✓ また、活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数 (WBGT) に基づいて活動中止を判断することも必要です。

- ✓ 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考として、熱中症事故防止のための適切な措置を講じましょう。



スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック

② 指導者等の責任

- ✓ スポーツによる熱中症死亡事故は適切な予防措置を講ずれば防げるものです。ひとたび事故が起きると人命が失われるだけでなく、指導者はその責任を問われ訴訟になる例もあります。熱中症の予防と、発生したときの応急処置方法を指導者は身につけておきましょう。



【法的責任】 事故が発生した場合、民事責任や刑事責任を、指導者等の個人または法人が問われることとなります。一般的には民事責任（損害賠償責任）が問われますが、死亡など重大な結果となった場合は刑事責任も問われるケースがあります。

【事例】A市の少年野球チームの総監督Bは、試合に負けた罰としてC君ら選手に投げ込みやダッシュなどを課した。C君は練習開始3時間後に倒れ、翌日死亡。死因は熱中症。

民事責任について、Bが過失を認めて謝罪、賠償金約5,000万円で和解。刑事責任について、Bは日没後の熱中症は予想できなかった、部員の判断で自由に給水が許されていた等の理由から不起訴処分。

【出典】スポーツリスクマネジメントの実践—スポーツ事故の防止と法的責任—（公益財団法人日本スポーツ協会）



暑さ指数に応じた活動の目安の例

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活 活動の目安(*1)	日常生活における注意事項(*1)	熱中症予防運動指針(*2)
31℃以上	すべての 生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28～31℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

(「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和3年5月)」より)

※日本スポーツ協会「熱中症予防のための運動指針」等を基に作成

関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たつては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

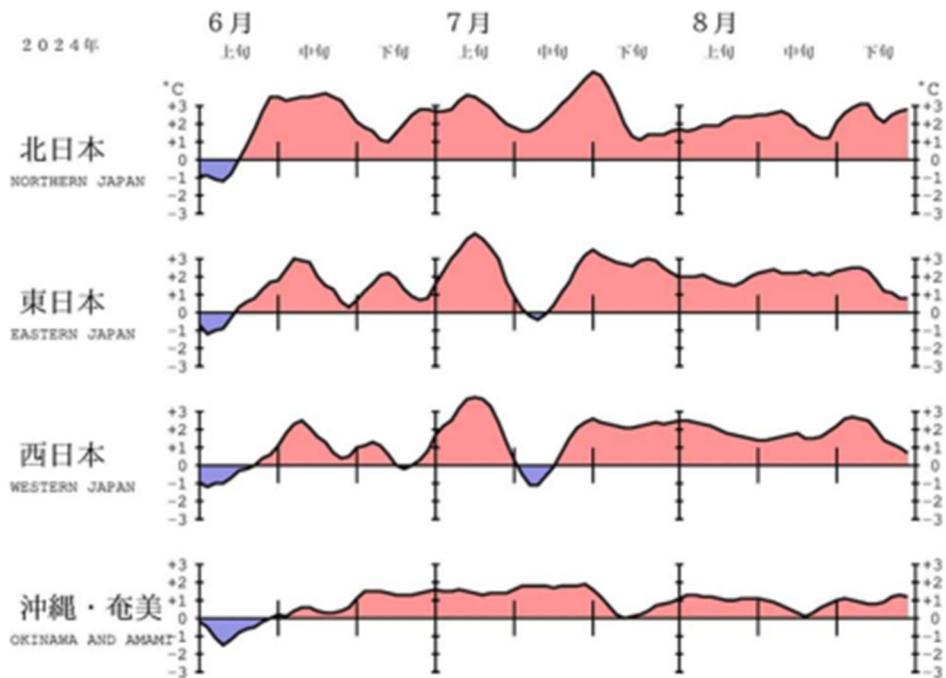
- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

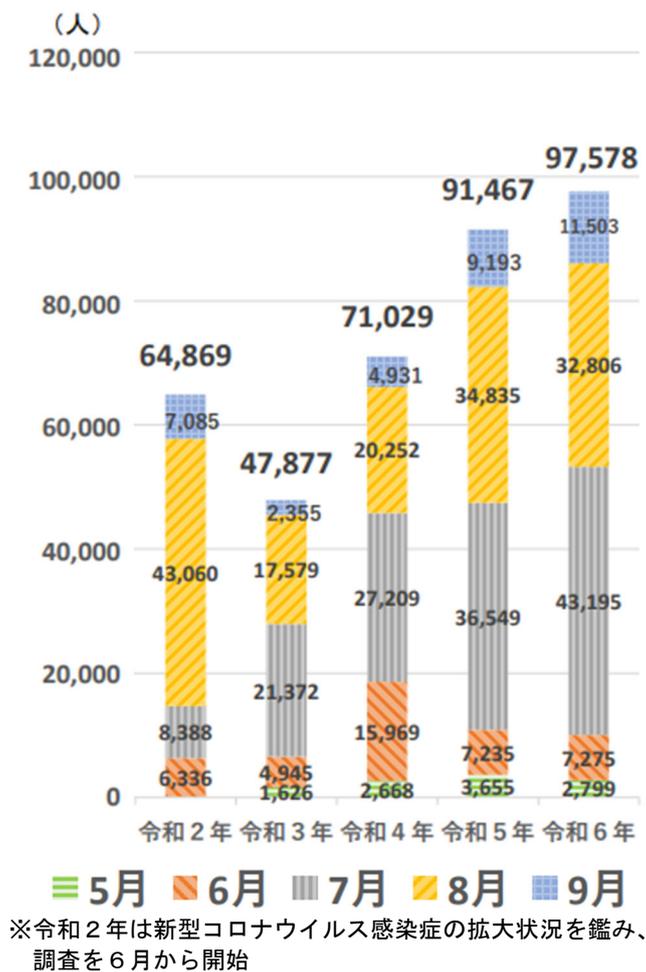
※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

気象庁資料
 令和6年夏（6～8月）の気温の特徴
 ※地域平均気温平年差の推移（5日移動平均）



- 全国的に気温の高い日が多かった。
- 特に、**夏（6～8月）の平均気温**は夏として**西日本と沖縄・奄美では1位、東日本では1位タイの高温**となった。 ※気象庁報道発表資料より https://www.jma.go.jp/jma/press/2409/02a/betten_natsu.pdf
 （令和7年3月12日 令和6年度第1回熱中症対策推進会議幹事会資料を基に作成）

消防庁資料
熱中症による救急搬送人員の推移



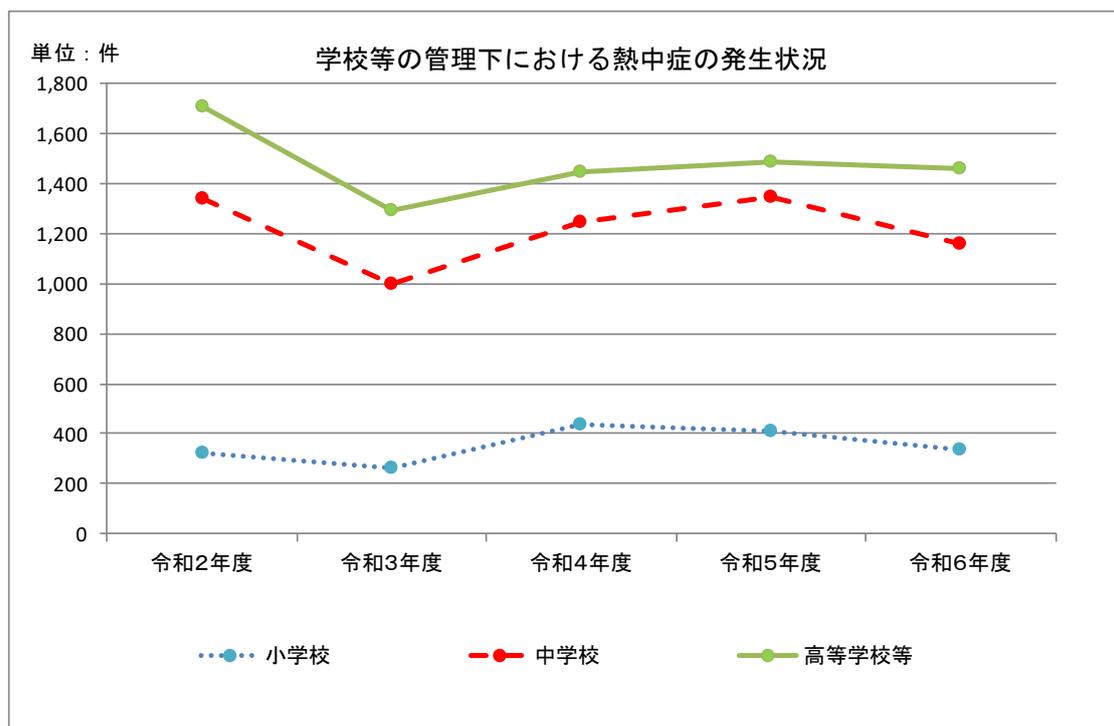
(令和7年3月12日 令和6年度第1回熱中症対策推進会議幹事会資料より
抜粋)

学校等の管理下における熱中症の発生状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	324	264	436	408	339
中学校	1,338	996	1,248	1,343	1,161
高等学校等	1,709	1,289	1,444	1,489	1,460
計	3,371	2,549	3,128	3,240	2,960

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校等の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(令和6年度は速報値)



気象庁
令和7年「暖候期予報」夏の天候（6～8月）の見通し

		平均気温 夏（6月～8月）
北日本	日本海側	低10 並30 高 60% 高い 見込み
	太平洋側	
東日本	日本海側	低10 並20 高 70% 高い 見込み
	太平洋側	
西日本	日本海側	低10 並30 高 60% 高い 見込み
	太平洋側	
沖縄・奄美		低10 並40 高 50% 高い 見込み
<p>数値は予想される出現確率（%）です</p>		<p>平均気温 夏（6～8月）</p> <p>北日本</p> <p>西日本</p> <p>東日本</p> <p>沖縄・奄美</p> <p>低い確率（%） 50 40 40 50 高い確率（%）</p> <p>平均並み40</p>

（気象庁ウェブサイトより抜粋）

各県立学校長 様

教育委員会事務局
学校防災推進監
保健体育課長
生徒指導課長
高校教育課長
特別支援教育課長

学校教育活動等における熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）

県教育委員会では、令和5年8月4日付け「学校教育活動における熱中症事故防止について」により、暑さ指数（WBGT）に応じた対応方針や学校における体制整備を通知したところですが、令和6年4月から、気温が著しく高くなり、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合、国から「熱中症特別警戒アラート」が発表されることになりました。

このことをふまえ、「熱中症特別警戒アラート」発表時等の対応方針を追記して、下記のとおり通知いたしますので、内容について確認していただき、熱中症事故防止の取組を徹底していただきますよう、お願いいたします。

また、これから気温の上昇により、熱中症がさらに心配される季節になることから、マスクを外したい児童生徒が、周囲の雰囲気によって外すことができないことのないよう、適切な指導をお願いいたします。

記

- 1 暑さ指数（WBGT）に基づいた対応【既通知済の内容】
 - (1) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が31以上の場合
⇒「運動は中止する」
 - (2) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が28以上31未満の場合
⇒「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する。」
 - (3) 部活動における各種大会への参加
⇒「大会主催者の指示に従う」
- 2 学校における体制整備【既通知済の内容】
 - (1) 活動場所や活動時間ごとに、暑さ指数（WBGT）を測定し、記録のうえ関係する教職員へ伝達すること。
 - (2) 暑さ指数（WBGT）に応じた、運動や各種行事の指針（判断基準や判断者）等を設定し、学校の「危機管理マニュアル」等に定めること。
 - (3) 設定した運動や各種行事の指針等に基づき、実施の判断や内容の変更、中止や延期等について、日々、誰が、どのタイミングで決定し、伝達するか等の体制を整備すること（熱中症警戒アラート発表時の対応含む）。

3 熱中症特別警戒アラート発表時の対応【新規の内容】

熱中症特別警戒アラート（県内全ての観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が35以上になると予想）が発表された場合、次の方針に沿って対応を行う。

- (1) 原則として、休校の対応を取る。
（可能な範囲で、オンラインを活用するなどして、学習機会の確保に努める）
 - ・ 熱中症事故防止のための休校は、学校教育法施行規則第63条の「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。」の理由に含まれます。
- (2) 「熱中症特別警戒アラート」発表地域内で実施する校外学習等の各種行事について、原則として、中止・延期とする。
- (3) 「熱中症特別警戒アラート」が発表されていない場合でも、学校が所在する地域の観測地点で暑さ指数（WBGT）35以上が予想される場合や、活動場所での実測で暑さ指数（WBGT）35以上となった場合は、アラートが発令された場合の方針に準じて対応を検討する。

*他団体が主催するイベントや行事等について

熱中症特別警戒アラートが発表されると、広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあるとして、国等からイベント等主催者に対して、「適切な熱中症対策が徹底できない場合は、中止・延期等を判断すること」が呼びかけられます。イベントの実施等の判断は、主催者が参加者の安全確保などを考慮して行うこととなりますが、学校からも主催者に対して情報収集等に努め、主催者の指示・判断をふまえて対応してください。

4 熱中症警戒アラート発表時の対応【新規の内容】

熱中症警戒アラート（県内いずれかの観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が33以上になると予想）が発表された場合、次の方針に沿って対応を行う。

- (1) 児童生徒に、普段以上の熱中症予防行動（こまめに水分・塩分補給、いつもより多めに休憩を取る、直射日光を避ける等）を取るよう呼びかける。
- (2) 校内の空調整備を適切に活用して活動するなど、徹底した熱中症予防対策を取る。
- (3) 運動以外の活動について、活動前に活動場所の暑さ指数（WBGT）の実測を行い、33以上となった場合は、活動場所や活動内容の変更、又は中止・延期を検討する。また、活動中も適宜、暑さ指数（WBGT）を実測し、確認を行う。（運動については、活動場所の暑さ指数（WBGT）の実測を行い、31以上の場合は運動を中止する。）

3 学校におけるカスタマーハラスメント防止について

現在、県ではカスタマーハラスメント防止対策に関する条例策定に向けた検討が進められています。令和6年度に、県教育委員会が教育現場の状況を把握するために公立学校職員等にアンケートを実施したところ、過大な要求や苦情等を受けたことがある教職員が一定数いることが分かりました。

今後、子どもたちの可能性を最大限に引き出すことができるよう、誰もが安心して学べる教育環境づくりに向けて取組を進めていく必要があります。

1 令和6年度に実施したアンケート調査結果について（R7.4配布）

- ・ アンケート対象者
公立学校職員及び三重県教育委員会事務局内職員約15,000人
- ・ 回答者数
3,703人から回答（回答率：約25%）
- ・ 対象期間とアンケート内容
令和5年度中に受けたカスタマーハラスメントの有無および内容等
- ・ カスタマーハラスメントの定義
職員に対する暴行、脅迫など違法な行為又は保護者や地域住民等からの申出・要求のうち妥当性がない・不当な行為により、職員の勤務環境が害されるもの

【アンケート結果】

- ・ 回答者のうち、9.7%にあたる358人が「申出・要求内容に妥当性がないもの」「申出・要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らし不相当なもの」を受けたことがあると回答しました。
- ・ 受けた内容は、暴言（67.3%）、時間拘束（59.8%）、過度な要求（50.6%）、威嚇・脅迫（41.9%）、レポート（37.7%）などがありました。
- ・ 組織的な対応策を希望する内容として、
 - ① 保護者や地域住民等に対して啓発実施（63.7%）
 - ② 電話通話録音機能の導入（51.4%）
 - ③ 基準など明確なルールの作成（45.0%）などの意見がありました。

2 県教育委員会の取組

県教育委員会では、暴言、過度な要求などの行為は、学校における教育環境の悪化につながるとともに、教員を志願する若者が減少する要因にもなっていることから、カスタマーハラスメントを許さない機運の醸成が必要であると考えています。

保護者等の要望に対する学校の誠実な対応は、良好な学校経営の推進につながることから、安易にハラスメントと決めつけるべきではなく慎重に対応する必要があるものの、教職員の負担軽減に向けて、カスタマーハラスメント防止に取り組んでいきます。

(取組内容)

・ハラスメントを許さない機運の醸成（新規）

各PTA連合会などと連携して作成する啓発ポスターの掲示を契機に、学校とPTAが協力して保護者や地域へ呼びかけていくことを検討中

・学校問題解決に係る窓口の設置（継続）

令和6年度に引き続き、学校問題解決支援員を県教育委員会事務局内に配置し、教職員が対応に困った際に相談しやすい体制を整備

・電話通話録音機能の導入（新規）

県立学校に通話録音機能を整備（令和7年度中に整備予定）

3 今後について

各市町教育委員会においても、アンケート調査結果において組織的な対応を求めている教職員が多数いることをふまえ、カスタマーハラスメントを許さない環境づくりに取り組んでいただくようお願いします。

4 教職員の人材確保について

1 現状と課題

(1) 現状認識

本県では、令和7年度の4月始業日時点において、11人（小学校2人、中学校2人、特別支援学校7人）、6月1日時点において11人（小学校3人、中学校3人、特別支援学校5人）の教員不足が生じています。

【欠員状況】

（単位：人）

	令和6年度				令和7年度	
	4月始業日	6月1日	9月1日	12月1日	4月始業日	6月1日
小学校	5	12	21	17	2	3
中学校	6	6	5	5	2	3
高等学校	1	4	1	3	0	0
特別支援学校	0	9	8	7	7	5
計	12	31	35	32	11	11

(2) 教員不足の要因

- ・ 年齢構成の変化に伴う産休・育休取得者数の増加や、精神神経系疾患による病休者数の増加、特別支援学級数の増加による、講師の必要数の増加
- ・ 近年の大量退職・大量採用に伴い、多くの講師が採用試験に合格し、正規採用されることによる、講師名簿登録者数の減少（講師のなり手の減少）

(3) 今後の課題

- ・ 新規に講師名簿に登録する者の多くは、採用試験を不合格となった大学生ですが、近年、大学生の受験者数は減少傾向にあるため、新規の講師登録者にもつながる大学生の受験者の安定的な確保が必要です。
- ・ 大学生の受験者数の減少の主な要因である、長時間労働や授業の指導力、保護者対応への不安の解消が必要です。
- ・ 退職者や教員免許状を持ちながら教職についていない方等、潜在教員の掘り起こしも必要です。

【教員採用試験の申込者数、受験者数、倍率】

（単位：人、倍）

	申込者数	受験者数	申込倍率	受験倍率
令和6年度採用	2,228	2,057	4.7	4.3
令和7年度採用	1,919 (2,086)	1,843 (2,003)	3.5	3.4
令和8年度採用	1,758 (1,983)	1,666 (1,891)	3.0	2.9

※大学3年生特別選考を含めた人数を（ ）内に表示

2 令和7年度の取組

(1) 教員採用試験の受験者数の確保

①教員採用試験の工夫・改善

- ・ 産育休取得時の代替講師の確保が困難となる中、一定数の産育休者を見込んで、代替としてあらかじめ正規の教員を採用しておくことが可能となったことから、教員採用試験の採用予定者数に反映 <新規>
- ・ 試験項目の見直し（小学校教諭・特別支援学校教諭の2次試験の「英語リスニング」を廃止）による受験者の負担軽減 <新規>
- ・ 民間の就職活動期に大幅な遅れをとらないよう1次試験を6月に実施
- ・ 学生の受験者確保につながる大学3年生を対象とした特別選考の実施（小学校教諭のみ）
- ・ 講師確保につながる1次試験の全部又は一部免除
- ・ 特別免許状の授与を前提とした採用試験の実施

<R6年度実績>

- ・ 受験率の向上：1次試験 92.3%→96.0%、2次試験 92.7%→95.1%
- ・ 採用辞退者数の減少：辞退者数 12人（辞退率 2.2%）、前年度比▲7人
- ・ 大学3年生を対象とした特別選考：受験者数 160人、1次試験合格者数 141人
- ・ 特別免許状の授与を前提とした採用試験（福祉・看護）：合格者数 2人（看護）

②SNS等を活用した情報発信の取組

- ・ パンフレットや動画を活用した教職の魅力発信
- ・ 県のホームページ、SNSを活用した教員採用試験に係る情報発信

<R6年度実績>

- ・ 三重県教員採用公式 YouTube チャンネルを開設（R7.2）
：動画 8本、のべ視聴回数約 8,400回

③ガイダンスや説明会による教職の魅力発信

- ・ 大学生等を対象に、先輩教員から教職の魅力を伝えるガイダンスの実施
- ・ 県内高校生を対象に、教員の魅力を発信する説明会の実施
- ・ 教員採用試験や教員免許状の取得方法に関する説明会の実施

<R6年度実績>

- ・ 教員採用選考試験説明会：28回実施
※のうち2回は雇用対策課、おしごと広場みえと連携
- ・ 大学進学段階における情報提供やガイダンス：8回実施

(2) 教員を志す大学生の不安解消に向けた取組

①学校における働き方改革の取組

- ・ 全ての公立学校が統一した3項目（「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」）について目標を設定

- ・ 専門人材や地域人材の配置（スクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、学校問題解決支援員等）
- ・ 各学校において、個別の事情をふまえ、総勤務時間縮減に向けた課題を整理したうえで解決するための取組を実践、効果的な取組の他校への水平展開（学校から生徒や保護者へ配付する文書の電子化、オンライン朝礼の実施、水泳授業における外部講師の活用、地域ボランティアによる環境整備等）
- ・ ICTを活用した業務の効率化（生成 AI を活用した校務の効率化に関する実践研究等）＜一部新規＞
- ・ 教員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定に向けた検討＜新規＞（今国会で審議中の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」関係）
- ・ 保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求などへの対応
- ・ 中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行を含む部活動改革

【時間外労働が月 45 時間を超える教職員の月平均人数の推移】

	令和元年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	R6 と R1 の比較
小学校	1,282 人 (18.1%)	648 人 (9.3%)	626 人 (9.2%)	550 人 (8.1%)	▲732 人 (▲57.1%)
中学校	1,484 人 (39.2%)	1,070 人 (28.2%)	1,088 人 (28.7%)	972 人 (25.7%)	▲512 人 (▲34.5%)
県立学校	542 人 (12.4%)	422 人 (9.3%)	397 人 (9.0%)	370 人 (8.4%)	▲172 人 (▲31.7%)

※ 各年度における（ ）内は各校種ごとの全ての教職員に対する割合

※ R6 と R1 の比較における（ ）内は、対 R1 比（%）

【教職員満足度調査における「総勤務時間」に関する満足度】

総勤務時間に関する満足度 (5点満点)	令和5年度 実績値	令和6年度 実績値(目標値)
	2.39	2.50 (2.48)

※ 三重県教育ビジョン 基本施策 6 学びを支える教育環境の整備 KPI

②大学と連携した取組

- ・ 大学生が現職教員と共に授業実践研修に参加する機会の提供
- ・ 大学の教職講座へ県教育委員会事務局職員を講師として派遣
- ・ 教員を志す大学生等を教育アシスタントとして学校現場に受入れ
- ・ 三重大学の現場体験「プレアシスタント」の支援

＜R6 年度実績＞

- ・ 研修推進課が主催する研修への大学生の参加者数：74 人
- ・ 三重大学と皇學館大学の教職講座への講師派遣：8 講座 のべ 11 人
- ・ 教育アシスタント事業の参加者数：226 人 ※ R5 238 人
- ・ 三重大学の 1 年次生 84 人を津市内の小中学校のべ 38 校でプレアシスタントとして受入れ

③三重県全体で地域の教育課題に対応するための教育人材を育成するプログラムを構築する取組（令和6年度～令和10年度）＜新規＞

- ・ 三重大学が、県教育委員会及び教員養成を担う県内大学と連携し、「地域共創教員養成プラットフォーム」を設け、大学入試における「地域教員希望枠」（三重のみらい入試（仮称））の拡充及び外国人児童生徒等への日本語指導やへき地・複式学級等の地域課題や特定分野に強み・専門性を有する教員を養成するコース・カリキュラム（三重のみらいプログラム）の構築に向けた検討を進めています。
- ・ 県教育委員会としても、地域が求める質の高い教師を継続的かつ安定的に養成し、確保できるよう、「三重のみらいプログラム」を修了した学生を対象にした教員採用特別選考枠の設置に向けた検討を進めています。

（3）潜在的な教員の掘り起こし

- ・ 転職希望者や移住希望者を対象にした教職の魅力発信 ＜新規＞
- ・ 退職教員や教員免許状を持ちながら教職に就いていない人を対象とした「みえの未来の先生」相談会の実施や情報発信
- ・ 過去の講師登録者や教員採用試験の不合格者への働きかけ
- ・ 各関係機関との連携や企業への働きかけ
- ・ 教員採用試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考の実施
- ・ 専門性を有する人への臨時免許状の発行

＜R6年度実績＞

- ・ 「みえの未来の先生」相談会を桑名、津、伊賀、伊勢、東京の5か所で実施
：参加者数91人、講師登録者数10人（うち任用数6人）
- ※ R5は1会場（津）で実施：参加者数25人、講師登録者数6人（うち任用数4人）

（4）メンタルヘルス対策の取組

- ・ 不安や悩み、ストレスとこころの健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修や動画配信の実施
- ・ 教員を対象に、臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」を実施し、必要に応じて専門医の受診を勧奨
- ・ メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」を全ての公立学校で実施
- ・ 職場復帰した教員を対象に、臨床心理士による面談を実施（復職後最長2年間）

＜R6年度実績＞

- ・ メンタルヘルスカウンセリング：133件
- ・ 職場復帰訓練実施人数：69人
- ・ リワーク支援専門員の派遣：のべ506回

3 教員のサポート体制

(1) 専門人材・地域人材の活用

- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 部活動指導員
- ・ スクール・サポート・スタッフ
- ・ 教頭マネジメント支援員
- ・ 学校問題解決支援員

【専門人材・地域人材の状況の推移】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
スクールカウンセラー	65,640 時間	68,557 時間	74,020 時間	80,441 時間
スクールソーシャルワーカー	16,619 時間	24,624 時間	25,119 時間	26,176 時間
部活動指導員	122 人	172 人	222 人	251 人
スクール・サポート・スタッフ	全校配置	全校配置	全校配置	全校配置
教頭マネジメント支援員	—	—	11 人	16 人
学校問題解決支援員	—	—	2 人	3 人

(2) 新規採用教員等への支援

- ・ 若手教員が自信を持って子どもたちに向き合えるよう、初任者研修において、テーマに沿った協議の時間や疑問を出し合う交流の時間を設定
- ・ 自らの指導に不安や課題を感じている教員を対象に、研修主事による学校訪問等を通じて、教員としての素養や資質・能力の向上を図るフォローアップ研修の実施
- ・ 学習指導や学級経営に不安や悩みがある若手教員に対して、学習指導、学級経営、生徒指導、児童生徒・保護者対応に関する基本的な知識・技能を学ぶスキルアップ研修の実施
- ・ 若手教員が自ら学べるオンデマンド研修用教材の作成<新規>

【新規採用から3年以内に離職した教員数】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	7	7	24	19	12
中学校	3	1	5	6	5
高等学校	2	1	1	1	1
特別支援学校	0	0	0	1	1
計	12	9	30	27	19

<参考>

当該年度の採用数	445	412	490	482	457
----------	-----	-----	-----	-----	-----

5 服務規律確保の徹底について

1 不祥事根絶の取組状況

県教育委員会では、不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策・取組を全力で進めているところです。

しかしながら、今年度も、県立学校において、体罰、交通事故に伴い、2件の懲戒処分を行うとともに、公立中学校において、懲戒処分には至らなかったものの、個人情報漏洩の事案も発生しました。

こうした不適切な事案により、児童生徒や保護者をはじめ、地域の学校教育に対する信頼を損なうことは決して許されないことです。県教育委員会は、すべての公立学校教職員にリーフレットを配布し、不祥事根絶に向けて、県民から信頼される教職員として教職員一人ひとりが自らの襟を正すとともに、学校全体でこれ以上不祥事を絶対「出さない」という職場風土を形成する取組を進めているところです。引き続き、教職員一人ひとりが自分事として捉えられるよう、粘り強く取り組んでいく必要があります。

2 県教育委員会の取組

(1) コンプライアンス・ハンドブックの改訂

昨年度、教職員による不祥事が相次いで発生したことを重く受け止め、令和7年5月に「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を改訂しました。新たな研修資料を追加したほか、ハンドブック策定（令和3年9月）以降に発出した教職員等による児童生徒性暴力等の通知や不適切な言動に係る標準例等を追加した「懲戒処分の指針」等を掲載しました。

各学校で実施されるコンプライアンス・ミーティング等において、学校の実情に応じてハンドブックを活用することにより、各学校が主体的に不祥事根絶に向けて取り組むとともに、教職員一人ひとりが不祥事を自分事として捉えることにより、コンプライアンス意識の感度を高めていきます。

(2) 「三重県教育委員会コンプライアンス推進委員会」の開催

関係課長で構成する本委員会を5月に開催し、直近の事例共有や本年度の取組方針の決定を行いました。今後とも、校内研修等で活用する研修題材の作成や個別課題の検討を行うなど、不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策を講じていきます。

(3) 児童生徒性暴力等の根絶に向けた取組

①「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の実施

県立高等学校及び特別支援学校高等部・中学部、公立中学校の生徒を対象にアンケート調査を2学期に実施します。本調査を通じて、教職員等によるわいせつ行為の被害を把握するとともに、教職員が回答内容をふまえ、生徒に対する自らの言動を振り返る機会とすることで、児童生徒への性暴力等の根絶に取り組めます。

②学校におけるハラスメント研修動画の作成・活用

今年度は、教職員による児童生徒性暴力等の根絶を目的とした研修動画を作成する予定です。

すべての教職員が研修動画を視聴することにより、ハラスメントに対する認識や感度の向上を図り、児童生徒性暴力等の根絶に取り組みます。

③「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口の設置・運用

教育職員等による児童生徒への性暴力等が行われた場合、早期発見・対応できるよう、相談等を受け付けています。

(4) 体罰・不適切な言動の根絶に向けた取組

①「体罰にかかるアンケート調査」の実施

体罰は、児童生徒の人権を侵害する絶対に許されない行為であり、児童生徒の心に一生の傷を負わせるものです。教職員の体罰については、学期に1回程度、児童生徒に対して、体罰にかかるアンケートおよび面談等を実施します。本調査を通じて、教職員等による体罰の実態を的確に把握するとともに、教職員が回答内容をふまえ、児童生徒に対する自らの言動を振り返る機会とすることで、体罰・不適切な言動の根絶に取り組みます。

②学校におけるハラスメント研修動画の活用

令和6年度に作成した児童生徒への体罰及び不適切な言動の根絶を目的とした研修動画を、すべての教職員に視聴させ、体罰及び不適切な言動の根絶に向けて取り組んでいるところです。

(5) 交通事故の防止に向けた取組

今年度、懲戒処分した交通事故の事案は、脇見運転による前方不注意が主な原因となったことから、警察が作成した脇見運転の防止を啓発するリーフレットを配布し、再発防止に向けて取り組んでいるところです。また、依然として横断歩道付近における事故が多いことから、横断歩道上における歩行者優先についても周知徹底を図っています。

(6) 各種研修の実施

初任者研修及び年次別研修、新任管理職及び主幹教諭等研修において、法令遵守や服務規律の確保の徹底をテーマにした研修を行うとともに、年次別研修では、受講者自身が5年前に書いたレポートを振り返り、改めて教員としてのあり方を見直す機会を設けるなど、教職員のコンプライアンス意識の向上を図りました。

3 市町等教育委員会の取組

不祥事根絶の取組は、一過性のものでなく、年間を通じて定期的かつ継続的に取り組まなければなりません。

市町等教育委員会にあつては、服務監督者として、不祥事根絶に向けた県教育委員会の取組を参考に、講義形式の研修のみならず、校長のリーダーシップのもと、ミドルリーダーが中心となりコンプライアンス・ミーティングを行うよう進めてください。また、少人数グループで、全ての教職員がより自分事として捉えることができる話し合いの機会をもつなど、管理職が率先してコミュニケーションを活性化し、風通しのよい職場づくりを主体的に進めていただくようお願いします。さらに、教職員一人ひとりに、不祥事を絶対に「起こさない」という強い意志を持たせるとともに、公務外における非違行為（大麻所持・差別行為）といった事案が発生しないよう、勤務時間のみならず、24時間365日、社会規範やルール、マナー遵守の徹底をお願いします。

夏季休業を迎えるにあたり、各市町等教育委員会に「教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）」を6月27日付けで発出しました。「わいせつ行為等の根絶」をはじめ、「体罰・不適切な言動の根絶」「部落差別等の根絶」「飲酒運転の根絶と交通事故の防止」「個人情報及び公文書等の管理の徹底」「部活動等の指導における安全確保」「時間外在校等時間の上限の遵守と勤務時間の適正管理」「教育活動中の飲酒等の禁止」「公金等の適切な管理」などについて、その趣旨の周知徹底を図っていただくようお願いします。

6 令和7年度オンライン国際交流について

1 本事業の趣旨

文部科学省は、グローバルに活躍できる人材育成を強化するため、2033年までに、中学・高校段階でのオンライン交流100%(中：約10,000校、高：約5,000校)を目標としています。

県内では、これまでも、独自に海外の学校とのオンライン交流の取組をすすめてきた市町があります。県教育委員会としても、県内の優良事例等をモデルとして示すことで、今後、各市町でのオンライン国際交流の取組の充実を図ります。

2 令和6年度の概要・これまでの経緯

令和6年度に県民提案をふまえ、「英語を使おう！言語活動推進事業（オンライン国際交流）」を実施しました。モデル校（3校）で、英語を母語としない他国の同年代の生徒と、小グループ同士で、オンラインによる英語での交流を各校3回実施しました。自己紹介や互いの国の文化について伝え合う交流を行い、最初は緊張していた生徒たちも楽しそうにコミュニケーションをとろうとする様子がみられました。「もっと聞き取ったり、話したりできるようになりたい。」「もっと英語を勉強したい。」等、自身の英語運用能力を向上させたい感想もみられました。

【交流時期と交流先】

○松阪市立嬉野中学校： 1年生（180人）	1回目（6月） フィリピン、インドネシア 2回目（10月） インド 3回目（1月） インド
○伊賀市立城東中学校： 3年生（93人）	1回目（7月） トルコ 2回目（10月） インドネシア 3回目（11月） インドネシア
○大台町立宮川中学校： 1、2、3年生（32人）	1回目（6月） インドネシア 2回目（10月） インドネシア 3回目（12月） インドネシア

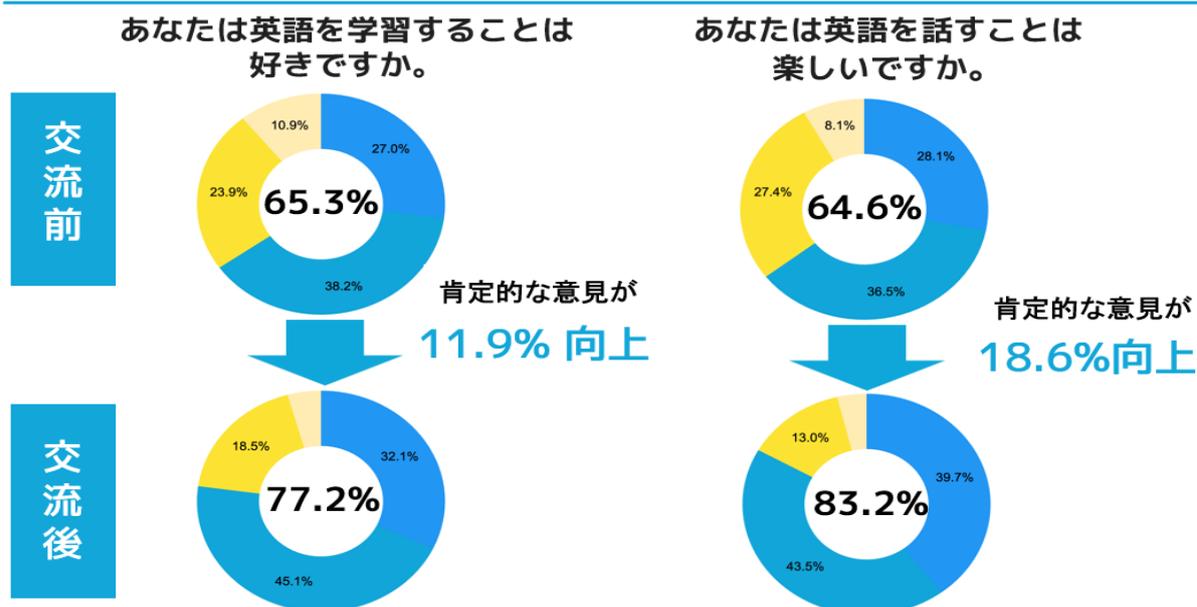
【交流の様子】



【成果と課題】

モデル校におけるアンケートの結果、交流前に比べ交流後は英語を使ってコミュニケーションすることに対して好意的に回答した生徒の割合が伸びている等、生徒の情意面に好影響が見られました。

生徒アンケートより 1.とてもそう思う 2.そう思う 3.そう思わない 4.全くそう思わない



3 令和7年度の概要

(1) 開催趣旨・今後の展望

令和7年度は、文部科学省の「グローバル人材育成の基盤形成事業」を活用し、継続して、公立中学校等と海外の中学校等とのオンライン国際交流の機会を確保します。生徒が英語を使って自分の思いや考えを伝えようとする意欲を高め、英語学習への関心や学びの質を深めるとともに、世界に目を向けたり、将来海外で学んでみたいという気持ちを持ったりするきっかけになることを目指します。

令和6年度モデル校の大台町では、令和7年度に独自予算で取組を継続します。また、多気町では、これまで教育旅行を通じて交流のあった台湾の学校とオンラインで交流を行う予定です。さらに、他市町においても、ALT（外国人指導助手）等を活用した独自のオンライン国際交流の取組も広がりを見せています。

(2) 対象

県内の公立中学校等 4 校を公募により決定しました。

四日市市立西陵中学校	第 3 学年	2 クラス	60 人
亀山市立亀山中学校	第 3 学年	6 クラス	210 人
津市立南郊中学校	第 3 学年	4 クラス	140 人
熊野市立入鹿中学校	第 1、2、3 学年		11 人

(3) 期間

令和 7 年 7 月から 2 月まで（予定）

(4) 実施計画

2 学期から 3 学期のオンライン国際交流実施に向けて、実践校・市町等教育委員会・県教育委員会・海外の中学校（相手校）・委託事業者と十分に事前協議を行い、事前指導も含め、充実した交流の実施に努めます。

7 月中 実践校・市町等教育委員会・県教育委員会による 3 者合同協議

8 月中 海外の中学校（相手校）決定、交流日程決定

8 月以降 実践校教員・相手校教員・市町等教育委員会・県教育委員会による 4 者合同事前打合せ

9 月以降 オンライン国際交流授業開始

(5) 県内での還流

英語通信、県教委 HP、SNS 等で、県内のオンライン国際交流の成果や課題、好事例等を発信するとともに、英語教育担当指導主事会にて周知等を行っていきます。

7 県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）について

1 開校からの生徒の状況について

(1) 教育課程について

年間総授業時数は、夜間中学コース 700 時間（昼間部・夜間部）、学びの多様化学校コース 770 時間（昼間部・夜間部）とし、教科の一部を自由進度学習として進めたり、各教科等を合わせた特別な教科を設定したりするなど、個々の学習状況や課題に応じた教育を進めている。また、登校できない生徒にはオンラインを活用した学びの保障も行っている。

昼間部	時間	
	15:20～16:00	0 限目
	16:05～16:45	1 限目
	16:50～17:30	2 限目
	17:30～17:40	ホームルーム
	17:40～18:00	食事・休憩
	18:00～18:40	3 限目
	18:45～19:25	4 限目

夜間部	時間	
	17:30～17:40	ホームルーム
	17:40～18:00	食事・休憩
	18:00～18:40	3 限目
	18:45～19:25	4 限目
	19:30～20:10	5 限目
	20:15～20:55	6 限目

※ 網掛け部は、昼間部と夜間部が合同で活動する時間帯

(2) 生徒の登校状況（6月18日時点）

①夜間中学コース（40人）

	毎日登校	登校とオンラインで毎日登校	登校とオンラインで週に2,3日登校	休みが多い	計
1年	10 (3)	2 (2)	10 (4)	6 (1)	28人 (10)
2年	1	0	0	2 (1)	3人 (1)
3年	3	0	1	5 (4)	9人 (4)

() 内は夜間部

②学びの多様化学校コース（30人）

	毎日登校	登校とオンラインで毎日登校	登校とオンラインで週に2,3日登校	休みが多い	計
1年	9 (1)	1	2	1	13人 (1)
2年	5 (1)	1	2	0	8人 (1)
3年	6 (1)	0	3	0	9人 (1)

() 内は夜間部

(3) 登校状況を踏まえた現状について

○学習の様子

- 自由進度学習では、教室、多目的ホール、共用スペース、別棟などの場所で、各々が自分の学習進度に合わせたプリントやデジタルドリルを用い、生徒同士の教え合いや教員の個別指導により学習を進めている。
- 特別な教科として複数の教科を合わせた授業を実施しており、例えば体育・音楽・美術の合科では、音楽に合わせて体を動かしたり、絵画で音楽を表現したりするなどの活動を、多目的ホールで実施している。授業に入ることが難しい生徒は、遠隔で授業の様子を見たり、個別学習を行ったりしている。

○異年齢の生徒間の交流

- ・ 夜間中学コースの生徒と学びの多様化学校コースの生徒が共に学校生活を送っているため、考え方の違いなどでトラブルが生じることもあるが、学齢期を越えた生徒が学齢期の生徒との交流で自己有用感を感じたり、学齢期の生徒が学齢期を越えた生徒に対して安心感を抱いたりするなど、異年齢の生徒間の交流による好循環が生まれている。

○生徒の感想

(夜間中学コース)

- ・ 今まで経験してこなかったことができて、新鮮な気持ち。
- ・ いろんな年代の人と会話ができていい、価値観も違っていい。

(学びの多様化学校コース)

- ・ 心地よい雰囲気、こういう学校だといいなと思っていた学校。
- ・ 自信がついた。 ・ 人と会話することが楽しい。

○教員の所感

- ・ 多様な年齢や国籍の生徒が一斉に学校生活を送ることで、よい雰囲気になっている。
- ・ 年度始め、設備が整っておらず、授業の方向性が定まっていなかったときは不安だったが、2か月ほど経過して、教員も生徒も落ち着いてきている。
- ・ 様々な課題を抱えている生徒同士が共に生活しているので、考え方が衝突することがある。
- ・ 生徒が進路を考えていく過程で、就職や進学など、多様な希望をどのようにサポートしていくかを考えていく必要がある。

2 今後について

(1) 就学援助について

- ・ 今年度、学びの多様化学校コースの生徒に対し就学援助制度を策定いただき、中には、通学費を援助項目に含む市町もあります。また、夜間中学コースにおいても、学用品費や校外学習費などの就学支援の制度を策定していただいた市町もあります。
- ・ 支援を必要とするすべての生徒が等しく就学支援制度を活用できるよう、引き続き、みえ四葉ヶ咲中学校の生徒に対する就学支援の拡充を検討していただきますようお願いいたします。

(2) 令和8年度生徒募集について

- ・ 学校説明会、入学希望者説明会、申請手続き等の日程や流れなどは、近日中に各市町に発出予定です。また、7月中旬に募集要項等を各市町に配付します。

8 子どもの自死予防のための動画教材の活用について

子どもの自死予防のための動画教材の活用について

(1) 現状と課題

近年、児童生徒の自死人数は増加傾向にあり、本年3月に厚生労働省と警察庁から発表された「令和6年中における自殺の状況」では、全国の小中高生の自死人数は529人となり、統計を取り始めた昭和55年以降で最多となっています。

大人を含む自死人数が減少しているなか、児童生徒の自死人数は増加しており、特に女子中高生が増加しています。学校の長期休業明けとなる9月は特に増加する傾向があります。

本県でも、児童生徒の命に関わる事案が毎年発生しており、深刻な状況が続いています。

【全国の児童生徒月別自死者数】

(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	42	29	48	31	40	62	39	44	57	37	41	44	514
令和5年	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37	42	513
令和6年	42	43	28	47	42	53	49	40	59	45	49	32	529
平均	41.2	34.2	36.2	37.3	39.5	44.2	39.5	45.5	51.7	40.0	43.2	35.5	487.8

(出典) 「令和6年中における自殺の状況」 (厚生省・警察庁)

(2) 趣旨

子どもは大人に比べて衝動性が高く、一度思い詰めると行動に移しやすい傾向があります。また、子どもの悩みに周囲が気づけていなかったり、子どもが一人で悩みを抱えているなど、心理的に孤立している場合があります。学校における自死予防教育の目標は、「自他の心の危機に気づく力」と「相談する力」を身につけることの二点です。三重県教育委員会では、子どもがSOSを出せるようにすることや、周囲にいる大人や子どもの誰もがそのSOSに気づき寄り添うことができるよう、本動画教材を活用した子どもの自死予防に取り組むこととしました。

(3) 動画教材の内容

県立こころの医療センター監修のもと、中高生、教職員、保護者のそれぞれが自死予防について学ぶことができる内容となっています。

①中高生向け授業用動画 (40分)

- ・ 悩みを抱えたときに、家族や教職員など身近な大人にSOSを出すことができるようにするとともに、友人のSOSに気づいたときにも、一人で抱え込まずに大人につなぐことを学ぶ。
- ・ 授業での活用を想定。動画のシーンをもとに生徒同士が意見交換し、他者の意見から新たな気づきを得たり、より理解を深められる構成となっている。

②教職員向け研修動画 (40分)

- ・ 中高生の自死の原因や動機を知り、子どものSOSに気づく感度を高めるとともに、医療機関や児童相談所、警察などの関係機関と連携した対応を学ぶ。
- ・ 教職員研修での活用を想定。教職員がねらいに沿った授業ができるよう、授業用指導書やワークシート等も提供する。

③保護者向け啓発動画（15分）

- ・ 子どもの悩みについて知るとともに、SOSに気づいたときに家族で抱え込まずに学校や医療機関等に相談することを学ぶ。
- ・ 保護者等が自宅で動画を観たり、PTA総会等での啓発に活用することを想定。また、ホームページから補助資料のダウンロードもできる。

（4）動画教材の提供

- ・ 昨日（7月1日）、視聴の仕方や資料の活用方法を記載した案内文を市町等教育委員会に送付済みです。

○現在、県教育委員会のホームページにて、全ての動画が視聴できます。

（検索方法） 「三重県 自死予防動画教材」 で検索いただき、
「子どもの自死予防のための動画教材および補助教材を作成しました
- 三重県庁」のホームページ下部にあるリンクからご視聴ください。

（U R L） https://www.pref.mie.lg.jp/SEISHI/HP/m0206900039_000010002.htm



9 いじめの防止に向けた取組について

1 いじめの重大事態について

本県の現状と課題

令和5年度の本県のいじめの重大事態件数は、国公立立合わせて18件（前年度比8件増）で全国的な傾向と同様に増加傾向にあります。増加の要因として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる重大事態の積極的な認定や、保護者の意向を尊重した対応がなされたことがあげられます。

一方、重大事態の調査報告書には、組織的な対応の不備や重大事態の認定の遅れが指摘されているものがあり、中には訴訟に発展しているケースもあります。

2 いじめ対応に係るアンケートについて

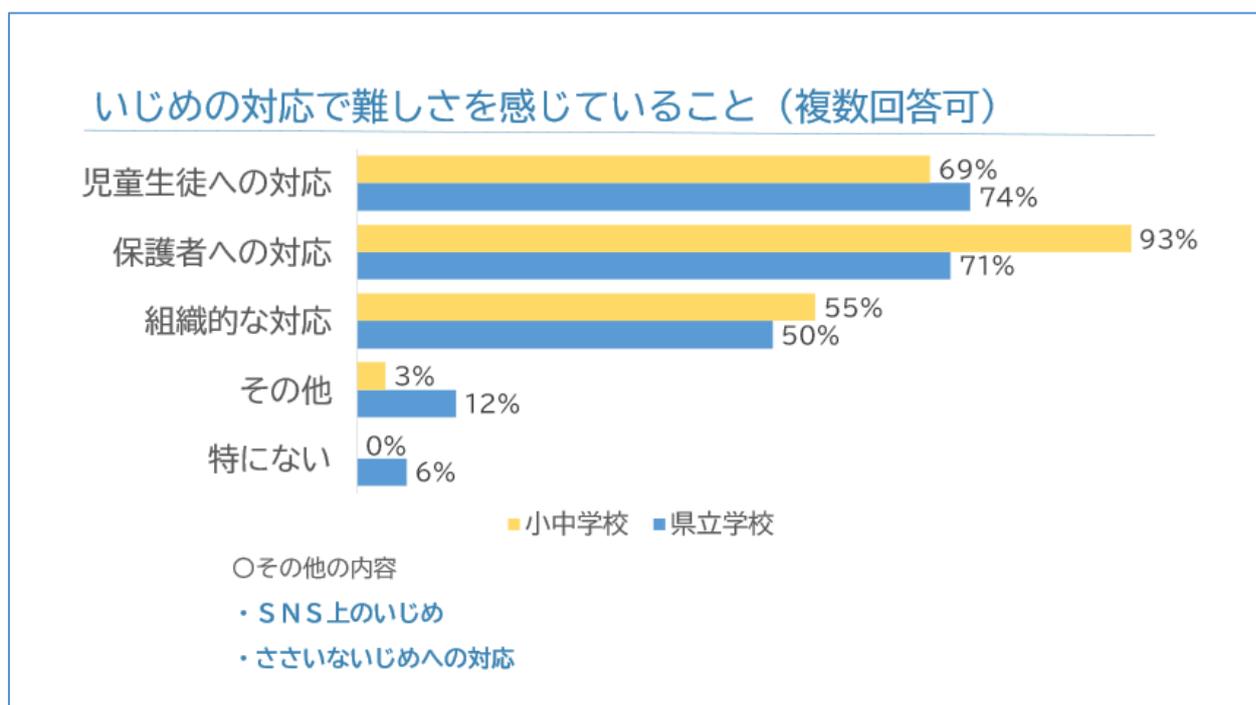
(1) アンケート実施の趣旨、内容

学校のいじめ対応や重大事態に関する課題を把握し、今後の県の施策や学校への支援につなげるため、全ての県立学校と市町等教育委員会を対象にアンケートを実施しました。

- 対象：
 - ・全ての県立高等学校（全日制・定時制）、特別支援学校、夜間中学 計75校（回答者：各校、課程別の生徒指導主事 計84人）
 - ・全ての市町等教育委員会事務局 計29市町（回答者：指導主事等）
- 期間：令和7年4月10日から4月30日まで

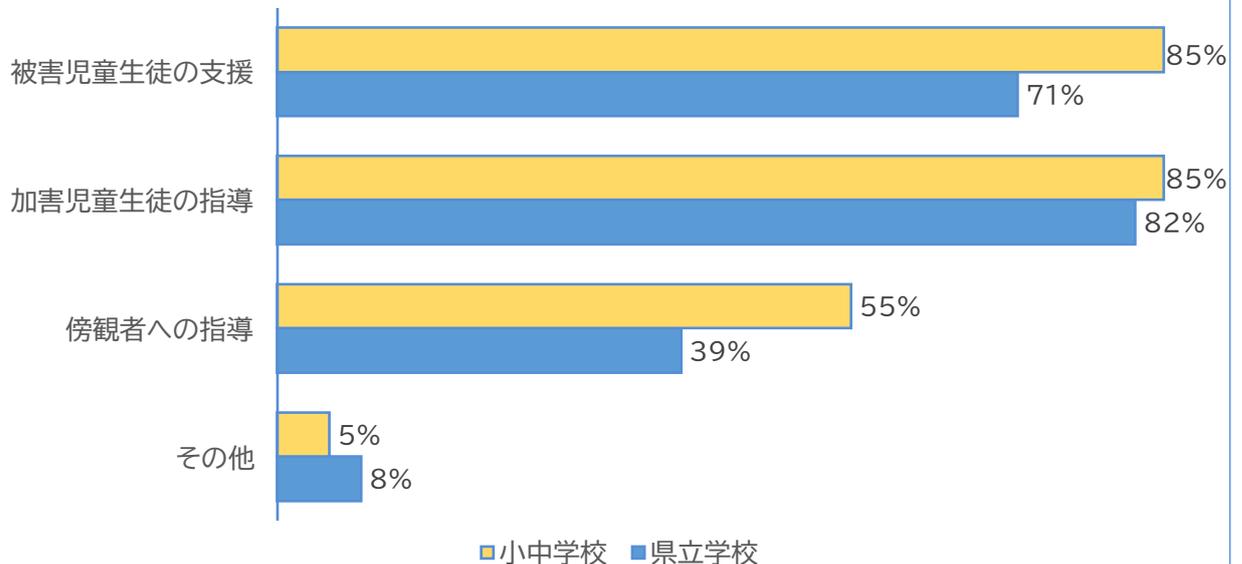
(2) アンケート結果の詳細

①「いじめの対応で難しさを感じていること」



①-1 「児童生徒への対応」

①-1 児童生徒への対応で難しい点



【被害児童生徒の支援】

- ・被害児童生徒のソーシャルスキルに課題がある場合の指導
- ・特別な支援が必要な児童生徒に対する被害状況の確認

【加害児童生徒の支援】

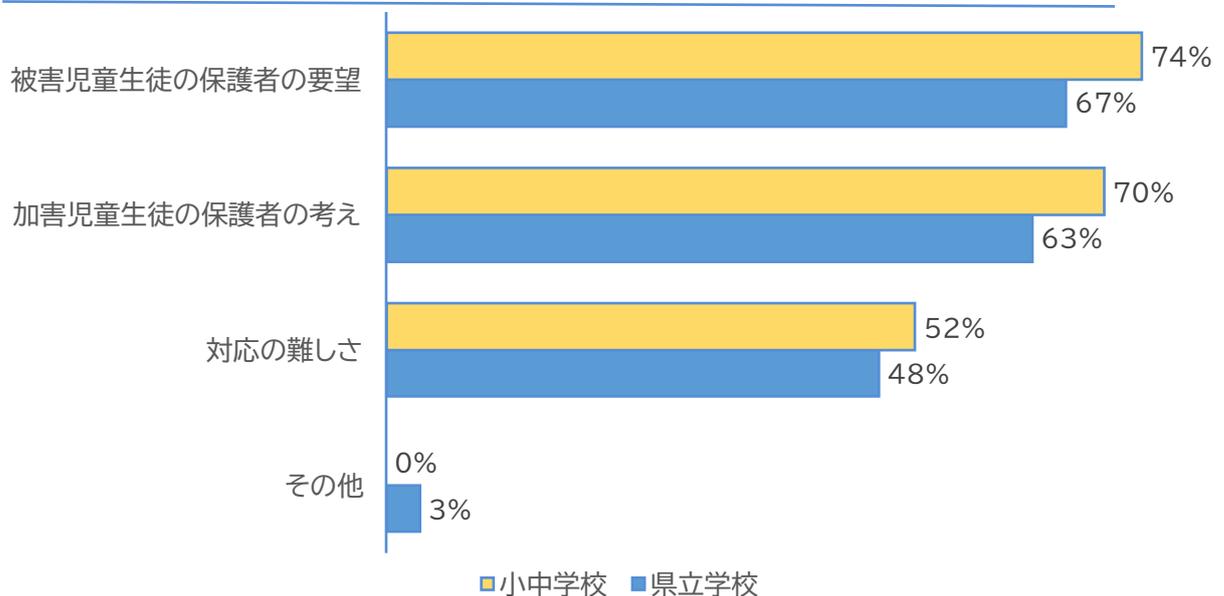
- ・いじめた認識がない児童生徒への説明や説諭
- ・被害児童生徒の思いを汲み取ることが難しい生徒の指導

【傍観者など当事者以外の児童生徒の指導】

- ・自分には関係ないと、他に対して無関心な児童生徒が多い
- ・いじめとして認識し、問題を解決しようとする行動力の育成

①-2 「保護者への対応」

①-2 保護者への対応で難しい点



【被害児童生徒の保護者の要望】

- ・学校ができる範囲を超えた対応の要求（加害生徒の退学など）
- ・双方向のいじめが受け入れられない

【加害児童生徒の保護者の考え】

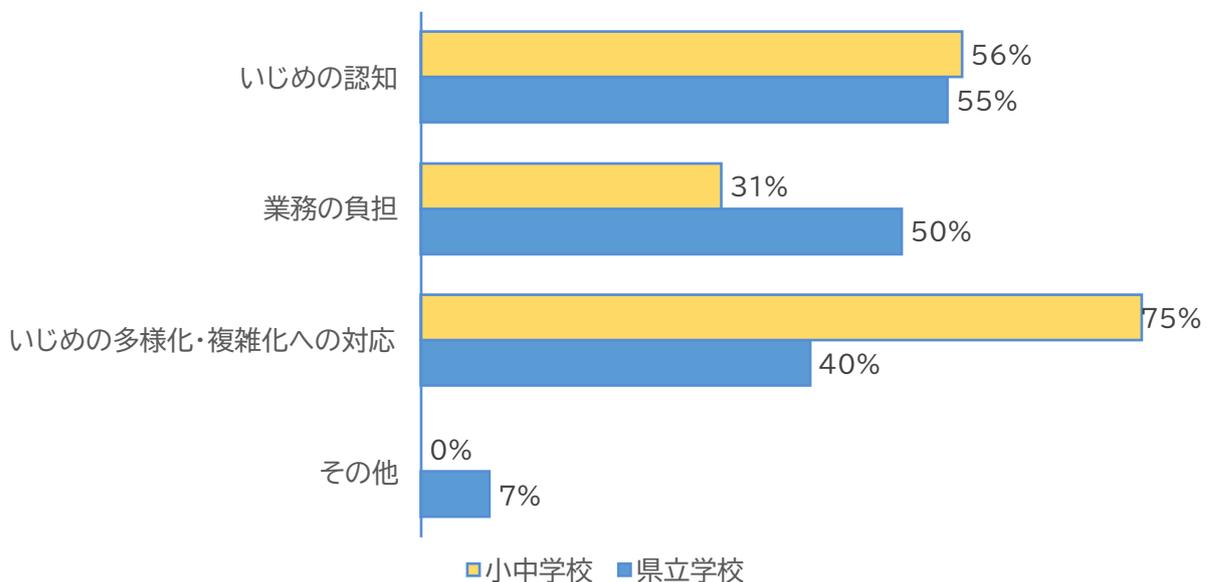
- ・いじめとして認知したことを納得してもらえない
- ・うちの子も被害にあっているといた主張

【対応の難しさ】

- ・保護者からの要望等に対する学校の回答や対応に納得してもらえない
- ・被害者、加害者の間に入ってそれぞれに相手の気持ちを伝えること

①-3 「組織的な対応」

①-3 組織的な対応の難しい点



【いじめの認知】

- ・無自覚のいじめや双方向のいじめなどがあり、いじめとして認知する判断が困難
- ・児童生徒の心身の苦痛の程度をどう捉えるか難しい

【業務の負担】

- ・件数が多く生徒への聞き取りや報告などが間に合わない
- ・精神的負担がかなり大きい

【いじめの多様化・複雑化への対応】

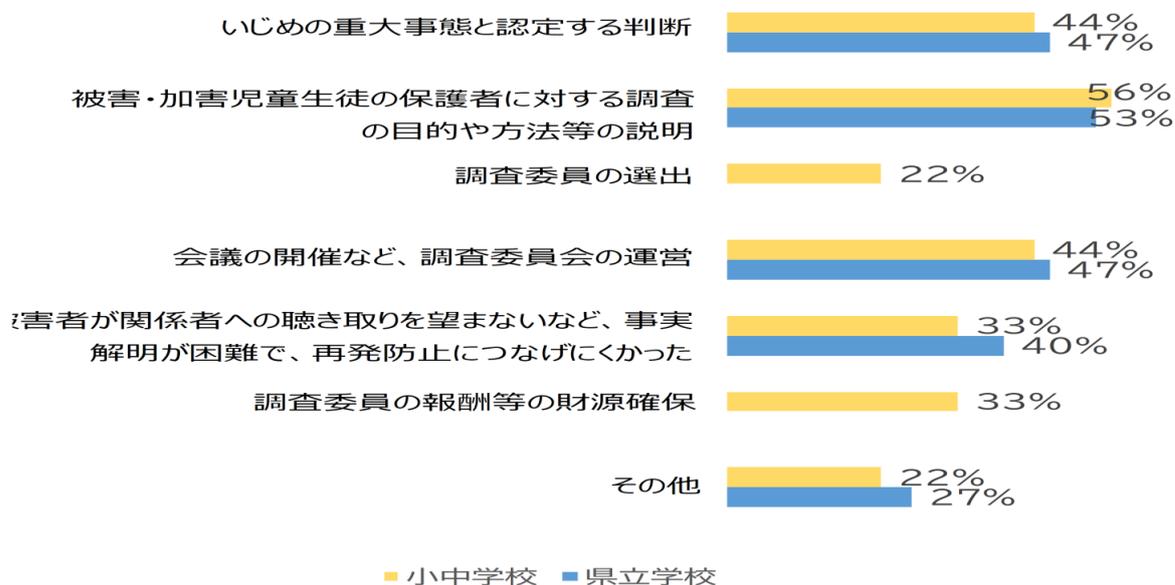
- ・SNSトラブルの増加。誰が投稿したか不明
- ・関係者が校外におよぶ場合の連携体制の構築

②いじめの重大事態の対応について

②-1 「いじめの重大事態の調査を実施したなかで、難しかったこと」

※「調査委員の選出」「調査委員の報酬等の財源確保」は小中学校のみの項目

②-1 いじめの重大事態の調査を実施したなかで、難しかった点



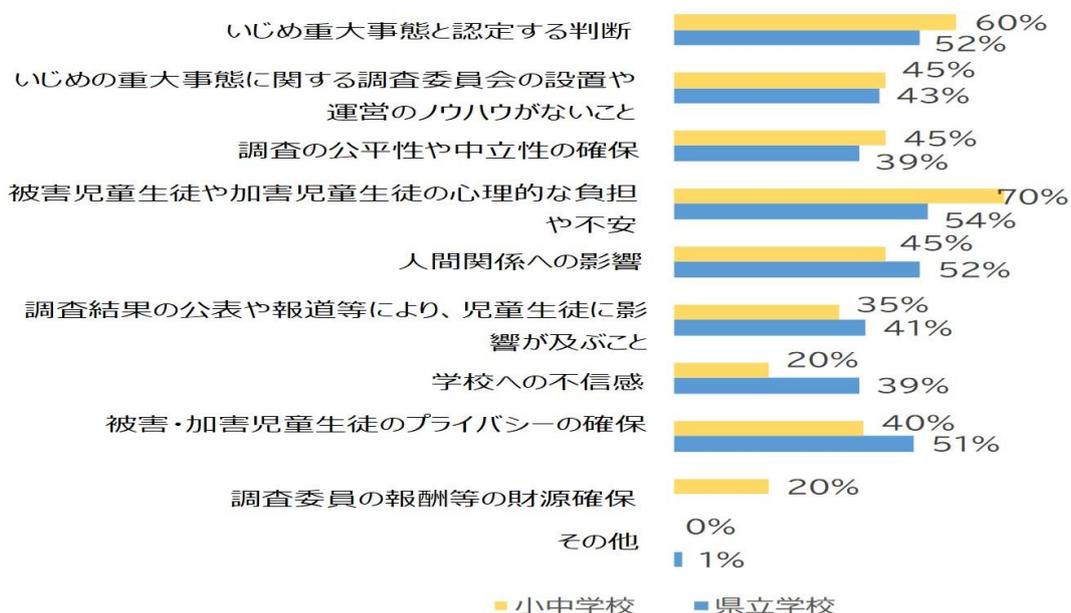
【その他】

- ・ SNS を介した双方向のいじめ事案だったが、一方だけが被害意識が強く、聴き取りや指導をしていく中で、もう一方に不満が残った
- ・ 保護者が第三者委員会を利用していじめ以外の調査を要望してきた
- ・ 調査結果について、加害側の保護者の理解が得られにくかった

②-2 「いじめの重大事態の調査の実施にあたって、懸念されること」

※「調査委員の報酬等の財源確保」は小中学校のみの項目

②-2 いじめの重大事態の調査の実施にあたって、懸念される点



3 いじめの重大事態の対応

(1) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）」

本ガイドラインでは、重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、疑いを抱いた段階で重大事態として調査を実施する旨が述べられています。児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときや、児童生徒がいじめを要因とした欠席が一定期間、連続している場合は欠席期間が30日に到達する前に重大事態が発生したものとして調査等を実施する必要があります。

(2) 県教育委員会の支援

県教育委員会では、公平性・中立性を確保した調査委員を迅速に確保できるよう、弁護士、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体等と連携して、調査委員の推薦を得るための手順を整理しています。調査委員の確保等、調査の実施にあたり、不明な点がございましたら県教育委員会が情報提供を行いますので必要に応じてお問い合わせください。

10 不登校の状況にある児童生徒への支援について

1 県内公立学校における不登校児童生徒の状況

(1) 不登校児童生徒数

令和5年度の県内公立小中学校の不登校児童生徒は4,568人(前年度比723人増)、高等学校の不登校生徒は1,023人(前年度比37人増)です。

(2) 欠席日数からみた不登校の状況

①公立小中学校

図1は、公立小中学校の不登校の状況を30日から10日ごとに示したものです。30日～49日(週1回程度の欠席)、50日～89日(年間約1/4～約1/2程度の欠席)、90日～139日(年間約1/2から約3/4程度の欠席)、140日以上(年間約3/4以上の欠席)に分けてみると、全ての日数帯に一定の不登校児童生徒がいる状況があるものの、140日以上の児童生徒が多いことがわかります。

なお、出席日数0日の児童生徒は121人(小学校43人、中学校78人)で、不登校児童生徒に占める割合は、2.6%です。



図1 欠席日数からみた不登校の状況(公立小中学校) (人)

②県立高等学校

図2は、公立高等学校の不登校の状況を上記①と同様に示したものです。義務教育段階に比べ、欠席日数が少ない生徒の割合が多いことがわかります。

なお、出席日数0日の生徒は8人で、不登校生徒に占める割合は、0.8%です。

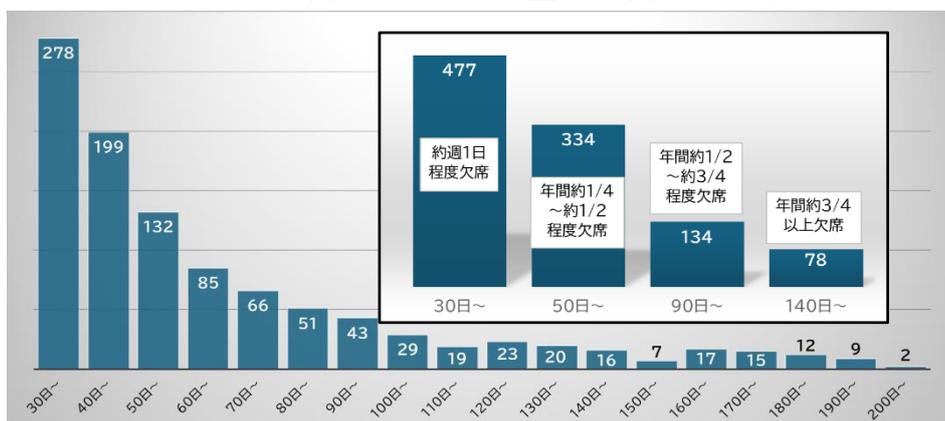


図2 欠席日数からみた不登校の状況(県立高等学校) (人)

(3) 学校内外の機関*における専門的な相談・指導等の状況（表2 公立学校）

学校内外の相談機関等で専門的な相談・指導を受けていない児童生徒は小学校 646 人（不登校数の 36.5%）、中学校 1,108 人（同 39.6%）、高等学校 520 人（同 50.8%）でした。

そのうち、96.6%（小学校 633 人、中学校 1,086 人、高等学校 477 人）の児童生徒が教職員から継続的な相談・指導等を受けていたことも明らかとなる一方で、どこからも相談支援を受けていない可能性がある児童生徒が合わせて 3.4%（78 人）いることがわかっています。

表2 県内公立学校における不登校児童生徒の学校内外の機関への相数状況等

R5	小学校		中学校		高等学校		合計	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
不登校児童生徒数(A)	1,769	—	2,799	—	1,023	—	5,591	—
学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数(B)	646	36.5 (B/A) 【36.3】	1,108	39.6 (B/A) 【40.3】	520	50.8 (B/A) 【42.6】	2,274	40.6 (B/A) 【39.4】
(B)のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数(C)	633	98.0 (C/B) 【88.1】	1,086	98.0 (C/B) 【89.6】	477	91.7 (C/B) 【80.2】	2,196	96.6 (C/B) 【87.5】

※ 校内の機関…養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等 【 】内は全国平均
校外の機関…教育支援センター、児童相談所、保健所、病院、民間団体等

(4) 学校内外の機関への相談状況

図3は、公立小中学校の不登校児童生徒が学校内外の機関で受けた相談・指導の総数（複数機関の利用有）を100としたときの、各施設の利用割合を示したもので、図4は県立高等学校の状況を同様に示したものです。

いずれの校種も「スクールカウンセラー（SC）・相談員」が最も高く、次いで公立小中学校では「病院・診療所」「教育支援センター」「養護教諭」の順に高く、県立高等学校では、「養護教諭」「病院・診療所」「児相・福祉所」の順に高く、不登校児童生徒の学びの場のひとつであるフリースクール等民間団体の割合は公立小中学校で2.8%、県立高等学校で1.4%です。

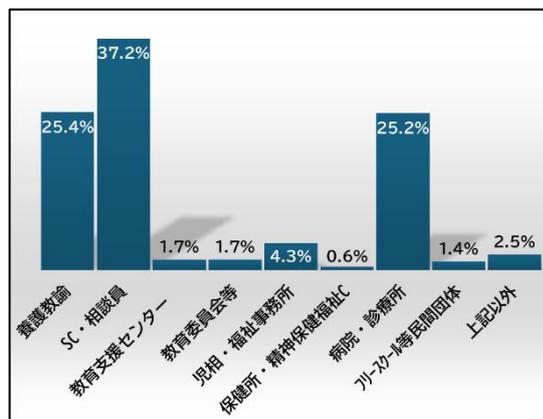
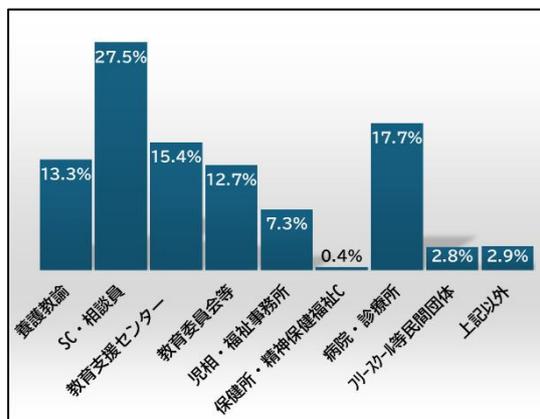


図3 学校内外の機関への相談状況（小中学校） 図4 学校内外の機関への相談状況（高等学校）

(5) 欠席日数が140日を超える不登校児童生徒が利用する校外の機関

図5は、公立小中学校で欠席140日を超える不登校児童生徒が、校外の各機関で受けた相談・指導の人数を示したもので、図6は県立高等学校の状況を同様に示したものです。

小中学校では教育支援センターが最も多く、次いで病院・診療所、教育委員会等となっており、フリースクール等民間団体については、60人(5.8%)です。高等学校では、病院・診療所が高く、教育支援センター、フリースクール等民間団体と続きますが、利用者は少数です。

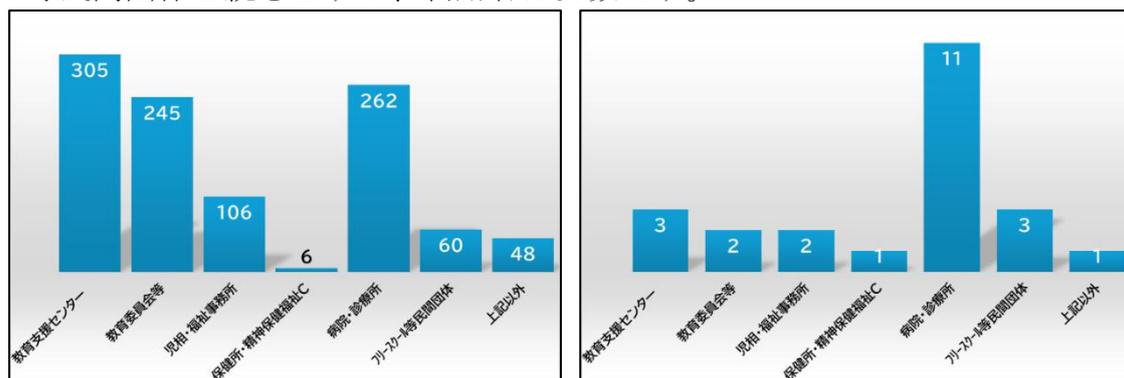


図5 欠席140日を超える不登校児童生徒（小中学校）の校外の機関への相談状況
図6 欠席140日を超える不登校児童生徒（高等学校）の校外の機関への相談状況

2 児童生徒の個々の状況に応じた多様な学び場の充実に向けた取組

不登校児童生徒への支援については、「学びの継続に向けた取組」が求められています。不登校の状況や背景は、個々により異なっていることから、個々の状況に応じた多様な支援を行う必要があります。

(1) 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒

・校内教育支援センター

学校に行くことができるが教室に入りづらいなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が学校内で安心して学習したり、相談支援を受けたりすることができる自分の教室以外の学びの場

令和6年度は、校内教育支援センターを設置したことがない市町に対する環境整備にかかる費用や、不登校を含む長期欠席者が40人以上で、校内教育支援センターを設置していない中学校がある市町等を対象に指導員を配置する際の費用を支援し、その効果を広く周知することで設置促進を図りました。

各市町においても、それぞれに校内教育支援センターの設置に取り組んでいただき、県内の設置状況は、小学校61校(17.9%)、中学校93校(62.4%)となりました(令和6年9月 県教育委員会調べ)。

校内教育支援センター設置校からは、「自分の教室に入りづらさを感じたときに学校の中に別の居場所があることで登校することができた」という未然防止の効果や「自分の教室へ復帰する際のステップとなった」という復帰支援の効果が報告されています。

令和7年度は、国の「校内教育支援センター支援員配置事業」を活用し、新規に校内教育支援センターを設置する際の指導員配置にかかる費用等を補助することにより、校内教育支援センターの環境充実を図ります。

(2) 家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒 ・ 学びの多様化学校

不登校児童生徒に寄り添った、特別な教育課程を編成して教育を実施することができる文部科学大臣から指定された学校

本年4月に開校した県立みえ四葉ヶ咲中学校は、「学びの多様化コース」を設置した、県内唯一の学びの多様化学校です。学びの多様化コースは、学齢期（中学生）で、不登校、不登校傾向にある生徒を対象としており、30人が在籍しています。

夜間中学コースを併設していることから異年齢・異学年の交流学习、交流活動を行うとともに、教科等横断型、教科等統合型の探究的な学習やコミュニケーション能力の向上を目指したソーシャルスキルトレーニング等にも取り組んでいます。

今後も、入学した生徒が個々の状況に応じていきいきと学習に取り組めるよう、円滑な学校運営に取り組めます。また、県立みえ四葉ヶ咲中学校設立にかかる取組をまとめ周知するなど、各市町において、学びの多様化学校の設置の検討が進むよう支援を行います。

(3) 家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒

① 教育支援センター

地域の教育委員会が開設し、学校と密接な連携を図りながら一人ひとりの子どもの状況に応じた支援を実施している施設

県内の教育支援センターは、市町が設置し義務教育段階の児童生徒を支援する22センターと、県が設置し、高校生年代の生徒等を支援する1センターがあり、いずれも無料で利用ができます。

市町が設置する教育支援センターには、地域における不登校支援の中核となるよう指導員を配置したり、SC・スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置したりしています。

県が委嘱する不登校支援アドバイザー（9人）による、教育支援センターへの訪問型支援にかかる助言や教育支援センターからの要請による訪問型支援を行うなど支援体制の充実を図っています。

県立教育支援センターこもればびでは、高校生年代の生徒等の学習支援、相談、体験活動に取り組むとともに、保護者支援を行っています。

令和7年度も、利用者の個々の状況に応じた支援を進めてまいります。

②フリースクール等民間施設

不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。設置者やその規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営

県教育委員会では、不登校の支援を行っている施設を広く周知するため、掲載を希望する24施設を県WEBページに掲載しています(令和7年6月現在)。

フリースクールを利用するためには、利用料が必要であり、平成27年度の国の調査では、ひと月あたりの利用料の平均が約33,000円となっています。

フリースクールを利用したいが経済的な事情により利用ができないとの声もあったため、令和6年度から、一定の要件を満たすフリースクールを利用する経済的事情がある世帯に対して、利用料の一部を補助する取組を開始しました。

令和6年度は、23世帯31人に対し補助を行い、うち14人が新たにフリースクールの利用を始めるなど、子どもたちを学びの場につなげることができたと考えています。

令和7年度は、県外のフリースクールや当該年度に事業を開始したフリースクールを利用する児童生徒も利用料補助の対象とし支援を拡充します。

(4) 家から出ることができない児童生徒

①オンラインの居場所づくり

令和4年7月から、メタバースや遠隔会議システムを活用した交流や施設見学などの機会づくりに取り組んでいます。広島県、愛媛県、宮崎県、福島県のそれぞれの企画に互いに参加するなどの連携も進めており、令和6年度は60回実施し、のべ779人が参加しました。

令和7年度も、継続して実施します。

②アウトリーチ支援（訪問型支援）

学校とつながっていない不登校の状況にある児童生徒やその保護者に対して、教育支援センターに配置したSCやSSWおよび不登校支援アドバイザー等が、個々の状況に応じて積極的に働きかけることで、関係機関と連携した支援を行っています。令和6年度は、221人に対してのべ949回（前年度比1人増、のべ8回増）アウトリーチ支援を行いました。

令和7年度も、支援充実に向けてSC、SSWの配置時間を拡充するとともに、教育支援センターに対しては、積極的なアウトリーチ支援を行うよう働きかけてまいります。

(5) 学びの継続に向けた柔軟な支援（遠隔授業）

県立高等学校では、法令等の改正を受け令和6年度から、長期の欠席により学習に大きな空白ができないよう、高等学校修了要件である74単位のうち36単位までを上限として、1人1台端末等を活用し在籍校の授業を自宅等で受けられる取組を実施しており、令和6年度は、42校で192人が受講しました。

また、公立小中学校においても、不登校児童生徒に対して、オンライン会議システム等を活用した遠隔授業が実施されていることを把握しています。

3 全ての子どもたちが安心して過ごすことができる学校づくり

(1) 教育支援体制の充実

子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、県内全ての学校がSCやSSW等の専門人材を活用したチーム支援に取り組めるよう、SC・SSWの配置時間を拡充するなど教育支援体制の充実に取り組んでいます。

(2) レジリエンス教育

学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、回復する力（レジリエンス力）を育むプログラムを県内約30校で実践します。

(3) スクリーニングの手法を活用した早期からの支援

欠席日数や遅刻・早退の数に加え、学習の状況や友人関係、健康状態等により潜在的に支援が必要な子どもたちを早期から把握するスクリーニングの手法を活用し、教員とSSWが連携して地域資源や外部機関等の適切な支援につなげる取組を実施します。

【参考】

(事業概要) 令和7年度 フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援事業

1. 補助対象世帯について（変更なし）

県内公立小中学校若しくは県立学校（通信制は除く。）に在籍する児童生徒、又は県立学校を中退して在籍がない、若しくは県内公立中学校を卒業後進路が決定していない高校生年代の者で、対象フリースクールを利用（学習塾としての利用は除く。）しようとする者がいる世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯とします。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ア | 生活保護を受けている世帯 |
| イ | 就学援助を受けている世帯 |
| ウ | 保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯 |
| エ | 児童扶養手当を受給している世帯 |

2. 支援対象の範囲及び金額

児童生徒等一人につき、利用料の2分の1の額。(1カ月につき上限15,000円。)

3. 対象フリースクールについて

フリースクールのうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- ① 不登校児童生徒等の将来の社会的自立をめざして、学習支援及び教育相談等に関する取組の提供を主たる目的としていること。
- ② 事業実施の当該年度又は前年度に指導要録上、出席と認められている県内の利用者がいること。
- ③ 利用者が在籍する学校で授業をしている時間帯に不登校児童生徒等が通室していること。
- ④ 利用者が安全安心に活動できるよう、複数の者が指導支援(学習支援や相談業務)に携わることができること。
- ⑤ 利用料を明確にし、Webページ等で広く情報提供がされていること。
- ⑥ 利用者が在籍する学校の校長からの要請により、活動状況の情報を提供するなど、学校と連携できること。
- ⑦ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- ⑧ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ⑨ その他、県教育長の要請に応じて、活動状況の情報を提供したり現地調査に応じたりすること。

令和7年6月1日現在 19施設(50音順)

あおぞらん。(津市)

家庭教育研究センターFACE(鈴鹿市)

子どもの学び舎ワンダーYOU(鈴鹿市)

サードプレイス(四日市市)

第一学院中等部四日市キャンパス

トライ式高等学院中等部四日市キャンパス

フリースクール協(玉城町)

フリースクールけやき(鈴鹿市)

みんなの居場所ラピュタすずか(鈴鹿市)

りゅうのがっこう(志摩市)

オフィス優(四日市市)

学館ivy(津市)

こもドーナツフリースクール(菰野町)

スコーレ倭(津市)

地立おもしろい学校(松阪市)

フリースクールいせのもり(伊勢市)

フリースペースかめっこ(亀山市)

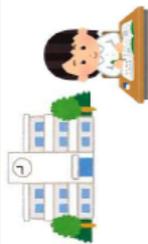
フリースクール三重シューレ(津市)

もるとれがーと(四日市市)

児童生徒一人一人に応じた多様な学びの考え方

児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備する。

○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



校内教育支援センター

学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり、学習のサポートを受ける。学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する場として活用できる。

○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数が少なかったり、体験活動や探究的な学習が充実しており、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



教育支援センター

地域の教育委員会が開設しており、在籍校から配信される授業をオンラインで受けたり、支援員とともに個別の学習に取り組む。

フリースクール等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

○家から出ることができない児童生徒



オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅で行う。

アウトリーチ支援

学校とつながっていない不登校児童生徒及びその保護者に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターから訪問支援を行う。

教育支援センター

地域の拠点となって、不登校児童生徒本人への支援に留まらず、その保護者が必要とする相談場所や保護者の会等の情報提供や、域内の様々な学びの場や居場所につながるができるようにする。

1 1 令和 8 年度以降の法定・悉皆研修の再編について

1 これまでの経緯・現状

国は、教職員の初任期を「学び続ける教職員」の基礎を確立する大切な時期として、平成元年度から教育公務員特例法に基づき初任者研修を制度化しました。また、教育活動や学校運営の中心となることが期待される中堅教職員の力を伸ばすため、平成 15 年度から 10 年経験者研修を制度化し、現在では中堅教諭等資質向上研修として実施しています。

県では、平成 15 年度に教職経験 5 年研修（現行 教職 6 年次研修）を悉皆研修として位置づけ、これらの研修を体系的に整理し、若手教員の資質・能力の向上を図ってきました。一方、学校や教職員に対する期待やニーズが多様化し、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが難しくなってきたことから、平成 26 年度には、初任者研修の校外研修の一部（8 回）を教職 2～3 年次研修へ移行し、令和 6 年度には回数を見直し 7 回としました。さらに、平成 30 年度には中堅教諭等資質向上研修を I と II に分割するなど研修体系を整理し、若手教員の教育課題に対する実践的指導力の向上を図る研修を実施してきました。

2 課題

近年、学校における教育課題が多様化・複雑化してきていることや経験豊かな教職員の退職と若手教職員の増加に伴い、年齢構成が大きく変化してきていることはこれまでも課題となっていました。そこで、初任者研修をはじめとする年次研修の校外研修において、理論と実践を往還する研修や教職員どうしの学び合いや演習を実施し、指導などの不安・悩みの軽減や教職員の資質・能力の向上を図ってきました。しかし、昨今、これらの課題が顕著となってきました。

○不安や悩みを抱える若手教職員への支援の必要性

〔教職 2、3 年目の主な不安や悩み（令和 6 年度 教職 6 年次研修受講者アンケートより）
学級経営 66.7% 学習指導 55.2% 生徒指導 53.3% 保護者対応 50.0% 特別支援 41.4%〕

○若手教職員の急増〔過去 10 年間の新規採用者数 4,425 人（全教職員の約 3 割）〕

○令和 8 年度から始まる初任者研修の変更

〔法改正に伴い、初任者研修の校内研修が 180 時間から最大 150 時間になることで、これまで以上に教職 2～3 年次等の若手教職員の研修での計画的な指導・支援が必要〕

初任者へのアンケート結果（別紙 1）によると、日々の校務の疑問や悩みを指導教員だけでなく、校内の教職員にも相談していることが分かります。そこで、若手教職員の疑問や悩み、そして、様々な教育課題に適時・的確に対応していくためには、学校内での教職員どうしの教え合い、学び合いを通じて教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、組織的・計画的に育成していく必要があります。

3 主な変更点

(1) 教職 2～3 年次研修での校外研修

年 1 回ごとの一斉研修では、今日的な教育課題について学び、同年次との交流の機会を確保することで、各自が実践を振り返り、今後の見通しを持ちます。

【R 9 から】 現行の全 7 回を校外研修 7 回として整理

(2) 教職 2～3 年次研修での校内研修

教職経験 2、3 年目の教員の学びの機会を校内研修において保障することで、実践的なスキルの向上を図ります。

- ・ 初任者の校内研修時間

【R 8 から】 最大 150 時間（現行 180 時間）

- ・ 教職 2～3 年次研修での校内研修

【R 9 から】 2、3 年次で各 5 回（現行 0 回）

※ 1 回 1 時間以上を基本とし、各 5 回、合計 10 回分を補完する。

(3) 教職 6 年次研修での校内研修

教職 6 年次研修においても、校内研修を実施することで、実践的指導力の向上を図ります。

- ・ 中堅教諭等資質向上研修 I での校内研修

【R 9 から】 7 回（現行 9 回）

- ・ 教職 6 年次研修での校内研修

【R 9 から】 2 回（現行 0 回）

※ 2 回を教職 6 年次研修へ移行し、6 年次での学ぶ機会を補完する。

4 今後の方向性

これまで実施されていた初任者研修の校内研修時間の一部を教職 2～3 年次研修に移行することを機に法定・悉皆研修全体の再編を行い、個別最適な学びと協働的な学びの充実を通じた「新たな教師の学びの姿」*1の実現をめざします。

今後は、校内研修の充実に向けて周知を行うとともに、円滑な校内研修の実施に向け、以下の 3 点に取り組みます。

(1) 「校内研修の手引き」の作成

教職員の「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現に向け、効果的な校内研修の進め方などを掲載した「校内研修の手引き」を作成します。

(2) 「教職員研修ハンドブック」の作成

校内研修で活用できるように、学習指導や今日的な教育課題への取組などを掲載した「教職員研修ハンドブック」を作成します。

(3) オンデマンド研修用コンテンツの充実

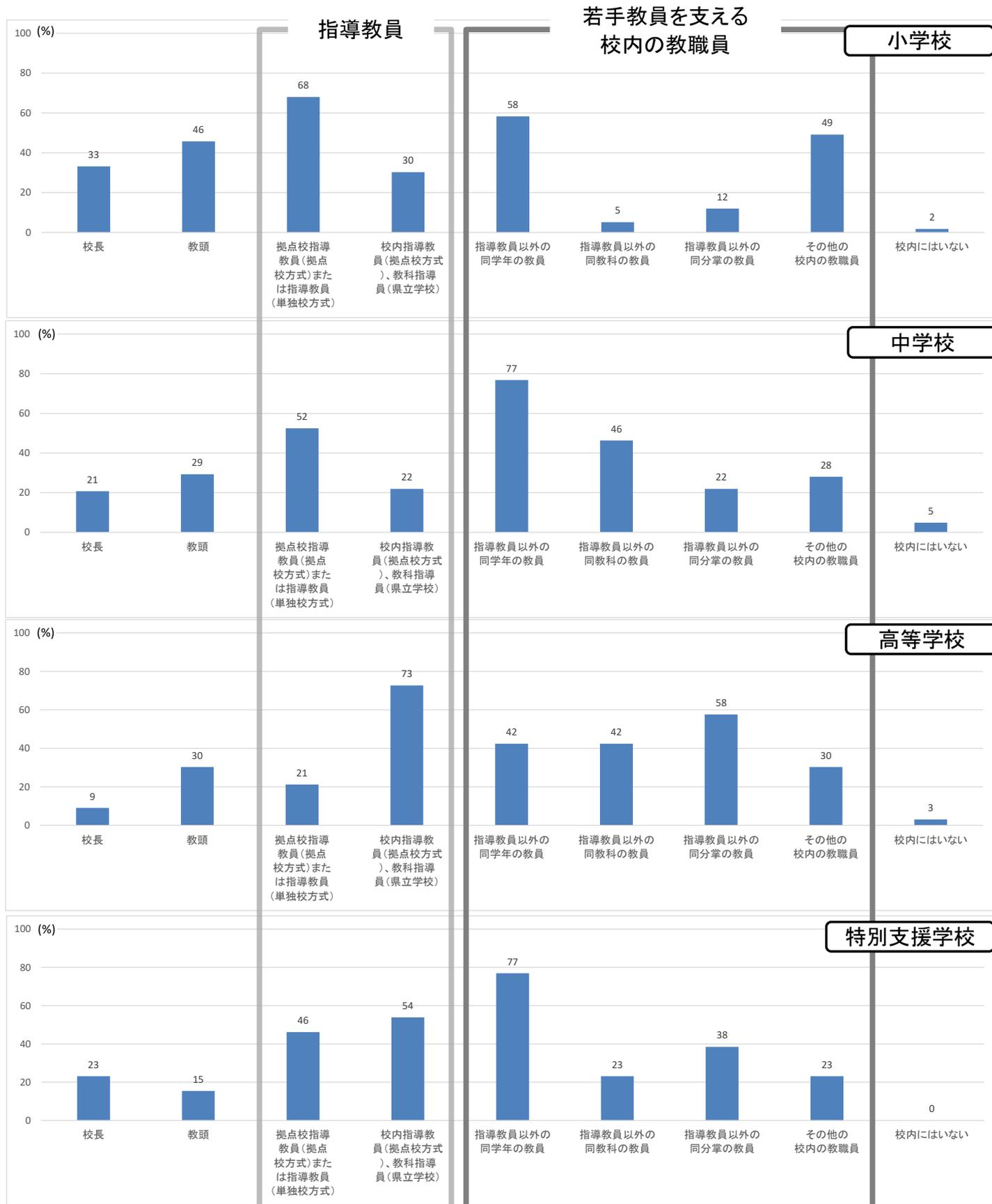
多くの教職員が感じている課題の解決に向けて、オンデマンド研修用コンテンツを充実させ、教職員の学びをサポートします。

*1 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）令和 4 年 12 月 19 日 中央教育審議会

令和6年度初任者研修 校内・校外研修アンケート結果

(別紙1)

設問:あなたの疑問や悩みの相談にのってくれるのは、主に誰ですか。(複数回答可)



令和8年度以降の法定・悉皆研修の再編について（案）

一「新たな教師の学びの姿」の実現をめざしてー

これまで実施されていた初任者研修の校内研修時間の一部を教職2～3年次研修に移行することを機に、法定・悉皆研修の再編を行い、教職員の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を通じた「新たな教師の学びの姿」の実現をめざします。

	校外研修	校内研修
初任者研修	令和8年度～ 年間15回【変更なし】 一斉研修 (5回)【現行4回】 授業実践研修 (3回)【現行4回】 生徒指導実践研修 (1回) 選択研修 (6回) (異校種連携研修 (1回) ネットDE研修 (1回) 個別選択研修 (4回))	令和8年度～ 最大150時間【現行180時間】 ◆指導教員等による直接指導内容 ・初任者による授業授業 ・示範授業の参観 ・授業全般に係る指導 ・授業以外の指導 ◆初任者研修の 校内研修1回を(合計11時間以上)を移行し、各5回(合計10回分)を移行し、教職2～3年次の学びを補完する
教職2～3年次研修	令和9年度～ 2年間で7回 【現行を校外研修に整理する】 一斉研修 (2年次に1回) (3年次に1回) 選択研修 (2～3年次の間で5回) (社会体験研修 (2回) 個別選択研修 (3回))	主な変更点① 令和9年度～ 2年間で10回【現行0回】 2年次 (5回)、3年次 (5回) ・実践的スキルの習得 ・授業力の向上 ・同僚とのコミュニケーション力の向上
教職6年次研修	令和8年度～ 年間5回【変更なし】 一斉研修 (2回)【現行1回】 授業実践研修 (3回)【現行4回】	主な変更点③ 令和9年度～ 年間2回【現行0回】 ・教育諸課題への対応力の向上 ・組織内の役割の理解 ・同僚とのコミュニケーション力の向上 ◆中堅教諭等資質向上研修1の2回を移行し、教職6年次の学びを補完する
中堅教諭等資質向上研修1等	令和8年度～ 年間6回【変更なし】 一斉研修 (2回)【現行1回】 授業実践研修 (3回)【現行4回】 生徒指導実践研修 (1回)	令和9年度～ 年間7回【現行9回】 ・教育諸課題への対応力の強化 ・専門的な指導力の向上 ・組織の中核としての貢献 ・同僚への支援
中堅教諭等資質向上研修2等	令和8年度～ 年間4回【変更なし】 一斉研修 (2回) 選択研修 (2回)	令和9年度～ 年間6回【変更なし】 ・学校運営や諸課題への解決策の立案・貢献 ・専門的な指導力の発揮と若手教職員の牽引 ・課題や研究への主体的な関わり

校内研修のねらいと内容例

校内研修のねらい

- ・教職員自身が主体的に学びを選択し、学び続ける姿勢を育む。
- ・所属校の目標や課題をふまえて対話する機会をつくり、協働的な学びの充実を図る。

教職2～3年次での校内研修実施例

回	内容
1	提案授業の指導案検討
2	提案授業・事後検討
3	人権教育に関する講座の受講と還流・協議
4	気になる子どもについての協議と学級づくりについて
5	授業参観・事後検討
1	提案授業・事後検討
2	ネットDE研修「いじめへの対応」の視聴と協議
3	学習評価について(「教職員研修ハンドブック」より)

- ・提案授業・事後検討
- ・授業参観・事後検討
- ・指導案の検討
- ・研修講座の還流・協議
- ・所属校の課題解決に向けた学習会
- ・教育課程の検討
- ・ネットDE研修を活用した学習会
- ・複数での自主的な学習会
- ・「教職員研修ハンドブック」を活用した学習会

校内研修を充実させるために～3つの支援～

①「校内研修の手引き」の作成

教職員の「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現に向け、効果的な校内研修の進め方などを掲載した「校内研修の手引き」を作成します。この手引きを活用することで、同僚との協働的な学びが促進されるようになります。

②「教職員研修ハンドブック」の作成

「教職員研修ハンドブック」を作成し、校内研修で活用できるようにします。学習指導や今日的な教育課題への取組、「考えてみよう」のココーナーなど、校内研修で取り組みやすい内容も掲載します。

③オンデマンド研修用コンテンツの充実

多くの教職員が感じている課題の解決に向けて、オンデマンド研修用コンテンツを充実させます。校内研修での活用を推奨し、教職員の学びをサポートします。

1 2 令和7年度「三重の教育談義」の開催について

1 開催趣旨

県教育委員会、市町等教育委員会、公立小中学校及び県立学校等の教育関係者が、共通の課題意識のもとに、子どもたちの目線に立った教育実践と学校づくりを進めていくため、「三重の教育談義」を開催し、三重の教育のあり方をともに考える機会とします。

2 日時

令和7年11月11日（火）

14:00～14:20 教育功労者表彰

14:30～14:35 教育長挨拶

14:35～16:25 講演会

3 講演会

「次期学習指導要領にそなえた三重の教育の展望（仮）」

講師：独立行政法人教職員支援機構

理事長 荒瀬 克己（あらせ かつみ）氏

令和3年4月より現職。前中央教育審議会会長。

著書『奇跡と呼ばれた学校』（朝日新書）、「月刊高校教育」（学事出版）コラム連載 等

メディア出演 NHK「プロフェッショナル仕事の流儀『背伸びが人を育てる』校長・荒瀬克己」



4 会場

三重県総合文化センター 中ホール（津市一身田上津部田1234番地）

5 参加対象

県教育委員会・市町等教育委員会・小中県立学校長・小中県立学校PTA役員 等

6 主催

三重県教育委員会、三重県市町教育委員会連絡協議会

《講演会講師紹介》

独立行政法人教職員支援機構

理事長 荒瀬 克己（あらせ かつみ）氏

京都市立堀川高等学校校長、京都市教育委員

教育企画監を務めた後、大谷大学文学部教授、関西国際大学学長補佐を経て、令和3年4月より現職。その間、独立行政法人国立高等専門学校機構監事、兵庫教育大学理事を兼職。

前中央教育審議会会長。初等中等教育分科会長、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会長、高等学校教育の在り方ワーキンググループ主査や、義務教育の在り方ワーキンググループ、教育課程部会、教員養成部会等の委員等をお務めになりました。

著書に、『奇跡と呼ばれた学校』（朝日新書）、『アクティブ・ラーニングを考える』（共著、東洋館出版社）等があり、「月刊高校教育」（学事出版）には荒瀬理事長のコラムが連載されています。

主なメディア出演では、NHKのドキュメンタリーシリーズ「プロフェッショナル仕事の流儀」の「『背伸びが人を育てる』校長・荒瀬克己」に出演されました。

令和7年度「三重の教育談義」プログラム（予定）

13時30分から	受付
14時00分から14時20分	教育功労者表彰
14時30分から14時35分	教育長あいさつ
14時35分から16時25分	講演会

みえ防災ナビ



備えること、いまできること

【機能例】※画面はイメージ

付近の避難場所を検索し、道順を案内できます。

選択した避難場所が目的地に設定されます。



道順上に現在地が表示されます。

写真：国府地区③津波避難タワー（志摩市）



いざという時、避難に必要な情報を届けます

地震・気象情報

避難場所等

ハザードマップ



ダウンロードはこちら！

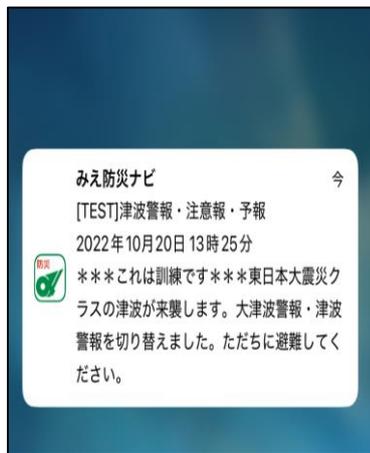
「みえ防災ナビ」で防災対策

特徴①

どこにいても周辺の避難場所や道順を確認できる！

津波警報などの発表

プッシュ通知



現在地における避難に関する情報などをお知らせします。

ハザードマップ・避難場所などの表示



現在地周辺の避難場所や災害リスクなどを表示します。

避難場所などへの道順案内



現在地から選択した避難場所への道順を案内します。

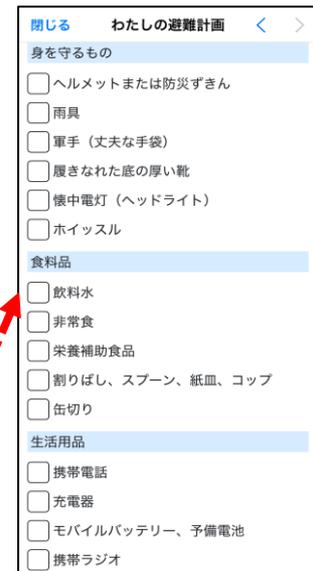
特徴②

台風などに備え事前に避難計画を登録できる！

避難計画登録



【非常時の持ち出し品】



非常時の持ち出し品や避難先などを個人の避難計画として事前に登録できます。

日本語のほか8言語で情報発信しています。

<英語、中国語(繁体・簡体)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語>

使い方について詳しくはWEBで

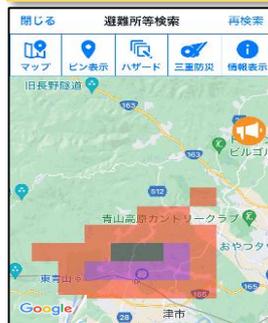
特徴③

様々な防災情報をまとめて確認できる！

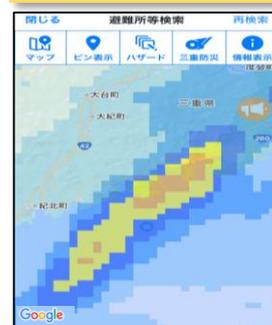
河川水位



土砂災害危険度



雨雲レーダー



道路通行止



「河川水位」や「道路通行止」など様々な防災情報を地図で確認できます。



1 4 令和8年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

1 県立高等学校募集定員の策定

県立高等学校募集定員については、教育の機会均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら、中学校卒業見込み人数、高等学校進学率、県内外への流入流出の状況、公私立高校の役割分担や各地域における設置数・学校規模、中学生の進路状況や高等学校への入学状況等を勘案し、「県立高等学校活性化計画」をふまえて総合的に判断し策定しています。

募集定員総数については、公私立高等学校の教育上の諸課題についての相互理解と、本県における高等学校教育の円滑な推進に資することを目的として設置した「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定しています。

公私協では、「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」が令和4年2月16日にまとめた「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」（以下「提言」という。）をふまえ協議することとしています。

【提言の要点】

令和4年3月から令和9年3月までの5年間で、中学校卒業生数が約1,000人減少することが見込まれる中、本県の高校が次代を担う三重の子どもたちにとって魅力ある学びの場であり続けられるよう、公私が切磋琢磨して取り組むことが大切である。今後も中学生の進路保障の観点を重視し、県民の理解が得られるよう、募集定員を策定することが求められる。

- 県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。私立高校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開している。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実に努める必要がある。
- 地域ごとに中学校卒業生数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などが異なることを勘案すると、各地域の公私比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、県立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、現在と大きく変わらないように策定されることが適切である。（※尾鷲・熊野地域は県立高校のみ）
- その結果、県全体の公私比率については、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には県立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度となることが見込まれる。

募集定員総数が策定された後は、県立高校と私立高校それぞれが学校ごとの募集定員を策定しています。

2 令和8年度県立高等学校募集定員総数の策定

(1) 令和8年3月中学校卒業見込み人数

令和8年3月の県内の中学校卒業生数は、令和7年3月の卒業生数 15,718 人に比べ 201 人減少し、15,517 人となることを見込まれます。

(2) 全日制課程

ア 県内全日制高校入学見込み人数

県立高等学校全日制課程募集定員総数は、県内全日制高校入学見込み人数をもとに策定しています。県内全日制高校入学見込み人数は、中学校卒業見込み人数に、全日制計画進学率（来春の中学校卒業生のうち、県内外の全日制高校へ進学すると見込まれる割合）と流出入率（全日制高校進学者の県外への流出や県外からの流入の状況を示す割合）を乗じて算出しています。

① 令和8年3月中学校卒業見込み人数 **15,517 人 (▲201)**

② 全日制計画進学率 **88.1% (▲0.7)**

卒業年月	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
12月希望	90.8%	90.6%	90.0%	90.0%	89.1%	88.0%	87.8%	87.6%
実績進学率	89.8%	89.6%	89.2%	88.9%	88.1%	87.2%	86.6%	86.1%
					88.1%			

※令和4年度募集定員総数の策定までは、中学校3年生の12月進路希望状況調査の5か年平均値を使用。

※計画進学率と実績進学率との差が大きくなっていったことから、公私比率等検討部会での協議をふまえ、令和5年度からは次のとおり変更。

【令和5～7年度】1～4年前の進路希望調査と5年前の実績進学率の5か年平均値

【令和8年度以降】1～3年前の進路希望調査と4,5年前の実績進学率の5か年平均値

③ 令和8年度全日制高校進学見込み人数 (①×②) **13,670 人 (▲282)**

④ 流出入率 **98.7% (+0.1)**

卒業年月	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
流出入率	98.0%	98.4%	98.4%	98.9%	98.5%	98.6%	98.7%	98.6%
					98.7%			

※(県内全日制高校入学者数) ÷ (全日制高校進学者数) を過去5か年平均した値。

⑤ 令和8年度県内全日制高校入学見込み人数 (③×④) **13,492 人 (▲265)**

イ 県立高等学校全日制募集定員総数

今年度の公私協では、私学協会より、「私立高校の授業料実質無償化という大きな環境変化のもと、生徒と保護者が私立高校を選択する機会が増えることが想定されるため、令和8年度は、私立高校は募集定員総数を昨年度のまま維持することとし、受験生の動向を見守りたい」との申出書が提出されました。

協議の結果、「令和8年度の募集定員総数については、公私それぞれが、県内全日制高校入学見込み人数が前年度から265人減少すること、生徒の進路保障、県民の理解を得るなどの提言の理念を尊重すること、今年度の公私協における議論、無償化の影響などをふまえ、令和7年度の各募集定員総数の範囲内で策定する」こととなりました。

このことをふまえ、令和8年度の県立高等学校の募集定員総数については、前年度の10,240人に比べ240人少ない10,000人となりました。

令和8年度県立高等学校全日制募集定員総数 10,000人 (▲240)

《参考》

- ・ 私立高等学校全日制募集定員総数 3,565人 (±0)
- ・ 公私比率 県立：私立=74.1%：26.4%
(▲0.3：+0.5)
- ・ 重なり(※) $10,000 + 3,565 - 13,492 = 73$ 人 (+25)
0.5% (+0.2)

(※)募集定員総数は、県内全日制高校入学見込み人数よりも一定数多く設定しており、当該分は公私双方の募集定員(重なり)として扱っています。これは、県立と私立それぞれの高校が互いに切磋琢磨して、特色化・魅力化が図られるよう設けているものです。

(3) 定時制課程

前年度と同数の770人を募集することとしました。

(4) 通信制課程

前年度と同数の500人を募集することとしました。

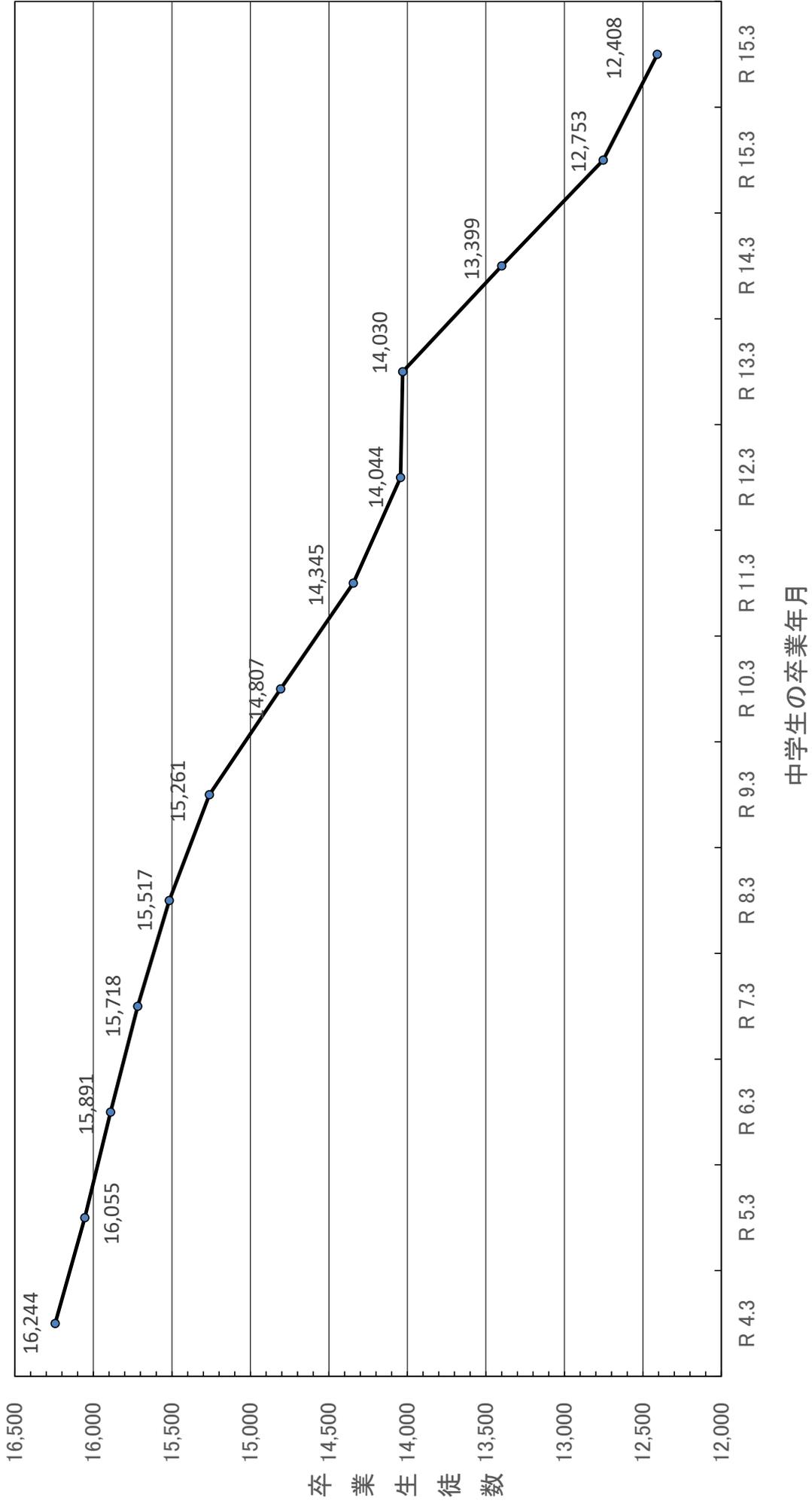
3 今後の対応

各県立高等学校の募集定員は、中学生が自らの進路について考える時期を十分にとることができるよう、毎年度夏休み前の7月上旬に公表しています。今年度も教育委員会定例会において、各県立高等学校の募集定員について審議・決定し、例年と同様の時期に公表する予定です。

また、今年度中に、公私協のもとに「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」を設置し、令和9年度以降の公私比率等について検討を始める予定です。

三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

令和7年5月1日 教育政策課調べ



三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

令和7年5月1日 教育政策課調べ

	R 4.3 卒業	R 5.3 卒業	R 6.3 卒業	R 7.3 卒業	R 8.3 現中3	R 9.3 現中2	R 10.3 現中1	R 11.3 現小6	R 12.3 現小5	R 13.3 現小4	R 14.3 現小3	R 15.3 現小2	R 16.3 現小1
桑名	卒業者数	1,972	1,979	1,956	1,924	1,928	1,895	1,841	1,833	1,779	1,728	1,654	1,602
	前年度対比		7	-23	-64	4	-33	-54	-8	-54	-51	-74	-52
	R7.3対比			0	-64	-60	-93	-147	-155	-209	-260	-334	-386
四日市	卒業者数	3,649	3,437	3,422	3,440	3,350	3,313	3,207	3,045	3,163	3,063	2,901	2,780
	前年度対比		-212	-15	2	-90	-37	-106	-162	118	-100	-162	-121
	R7.3対比			0	2	-88	-125	-231	-393	-275	-375	-537	-658
小計	卒業者数	5,621	5,416	5,378	5,364	5,278	5,208	5,048	4,878	4,942	4,791	4,555	4,382
	前年度対比		-205	-38	-62	-86	-70	-160	-170	64	-151	-236	-173
	R7.3対比			0	-62	-148	-218	-378	-548	-484	-635	-871	-1,044
鈴鹿	卒業者数	2,409	2,221	2,413	2,258	2,212	2,091	2,091	2,101	2,066	1,876	1,780	1,805
	前年度対比		-188	192	-10	-46	-121	0	10	-35	-190	-96	25
	R7.3対比			0	-10	-56	-177	-177	-167	-202	-392	-488	-463
津	卒業者数	2,520	2,655	2,636	2,527	2,451	2,438	2,368	2,299	2,263	2,211	2,183	2,029
	前年度対比		135	-19	-109	-101	-13	-70	-69	-36	-52	-28	-154
	R7.3対比			0	25	-76	-89	-159	-228	-284	-316	-344	-498
伊賀	卒業者数	1,455	1,421	1,408	1,451	1,377	1,348	1,273	1,219	1,186	1,162	1,064	1,000
	前年度対比		-34	-13	43	9	-29	-75	-54	-33	-24	-98	-64
	R7.3対比			0	-83	-74	-103	-178	-232	-265	-289	-387	-451
小計	卒業者数	6,384	6,297	6,457	6,178	6,040	5,877	5,732	5,619	5,515	5,249	5,027	4,834
	前年度対比		-87	160	-68	-138	-163	-145	-113	-104	-266	-222	-193
	R7.3対比			0	-68	-206	-369	-514	-627	-731	-997	-1,219	-1,412
松阪	卒業者数	1,844	1,934	1,856	1,879	1,804	1,752	1,577	1,621	1,629	1,599	1,487	1,528
	前年度対比		90	-78	23	-6	-52	-175	44	8	-30	-112	41
	R7.3対比			0	0	-75	-127	-302	-258	-250	-280	-392	-351
伊勢	卒業者数	1,879	1,925	1,727	1,753	1,711	1,571	1,564	1,583	1,539	1,439	1,346	1,383
	前年度対比		46	-198	26	-7	-140	-7	19	-44	-100	-93	37
	R7.3対比			0	0	-42	-182	-189	-170	-214	-314	-407	-370
尾鷲	卒業者数	248	220	213	181	193	154	165	137	151	138	126	127
	前年度対比		-28	-7	-32	-4	-39	11	-28	14	-13	-12	1
	R7.3対比			0	0	12	-27	-16	-44	-30	-43	-55	-54
熊野	卒業者数	268	263	260	233	235	245	259	206	254	183	212	154
	前年度対比		-5	-3	-27	17	-15	10	-53	48	-71	29	-58
	R7.3対比			0	0	17	2	12	-27	21	-50	-21	-79
小計	卒業者数	4,239	4,342	4,056	4,046	3,943	3,722	3,565	3,547	3,573	3,359	3,171	3,192
	前年度対比		103	-286	-10	-32	-221	-157	-18	26	-214	-188	21
	R7.3対比			0	0	-103	-324	-481	-499	-473	-687	-875	-854
県内合計	卒業者数	16,244	16,055	15,891	15,718	15,261	14,807	14,345	14,044	14,030	13,399	12,753	12,408
	前年度対比		-189	-164	-173	-256	-454	-462	-301	-14	-631	-646	-345
	R7.3対比			0	-201	-457	-911	-1,373	-1,674	-1,688	-2,319	-2,965	-3,310

6 受初児生第 19 号
令和 6 年 12 月 12 日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
千々岩 良英
文部科学省初等中等教育局教育課程課長
武藤 久慶

修学旅行等の実施時期の柔軟な検討について（通知）

標記について、国土交通省及び観光庁より、別紙のとおり周知の依頼がありましたので、お知らせします。

昨今の深刻な人手不足により、修学旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室などの校外で行う活動をいう。以下同じ。）が集中する時期を中心に、貸切バスや宿泊施設の手配が困難な状況になってきております。こうした状況も踏まえ、修学旅行等を円滑に計画及び実施するため、地域の実情等にも鑑み、実施時期に係る柔軟な御検討をお願いします。なお、国土交通省及び観光庁において、修学旅行等の実施時期を御検討いただく際の参考としていただけるよう、都道府県ごとの貸切バス、宿泊施設の繁忙状況をまとめたリーフレットを作成したとのことで共有がありましたので、併せてお知らせします。

については、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれては、その設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件を周知いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する等、必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、貸切バスや宿泊施設の繁忙状況について御質問等がある場合は、別紙記載の国土交通省及び観光庁へお問合せいただくようお願いいたします。

(別紙) 修学旅行等の実施時期の柔軟な検討のお願いについて (依頼)

<本件担当>

(本通知全体及び修学旅行について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

T E L 03-5253-4111 (内線 2389)

(修学旅行以外の校外学習について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

T E L 03-5253-4111 (内線 2565)

事務連絡
令和6年11月28日

文部科学省

初等中等教育局

児童生徒課長 殿

教育課程課長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長
観光庁観光産業課長

修学旅行等の実施時期の柔軟な検討のお願いについて（依頼）

修学旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室などの校外で行う活動をいう。以下同じ。）においては、昨今の深刻な人手不足により、修学旅行等が集中する時期を中心に、貸切バスや宿泊施設の手配が困難な状況になってきております。

修学旅行等を比較的閑散である時期及び曜日に実施していただくことで、貸切バス及び宿泊施設が手配しやすくなり、これによって修学旅行等の円滑な計画及び実施に資することになると考えられることから、国土交通省、観光庁においては、関係業界団体の協力のもと、修学旅行等の実施時期をご検討いただく際に参考としていただけるよう、都道府県ごとに貸切バス、宿泊施設の繁閑状況をまとめたリーフレットを作成しました。

貴省におかれましては、本リーフレットを各学校等に確実に配布いただきますよう関係機関に周知いただくとともに、各学校等に対して、本リーフレットをもとに修学旅行等の実施時期について柔軟にご検討いただきますよう周知方よろしくお願いいたします。

【担当】

●貸切バスについて

国土交通省物流・自動車局旅客課 03-5353-8111(内線:41252)

●宿泊施設について

観光庁観光産業課 03-5253-8111(内線:27348)

◆修学旅行等の実施時期の柔軟な検討のお願い◆

- 昨今、バス業界においては、深刻な運転者不足（図1参照）により、修学旅行等(※)の学校行事が集中する時期（中学校:5～6月及び9～11月、高校:10～12月（図2参照））においては、貸切バスの手配が困難になっております。また、宿泊施設においても、貸切バスと同様の課題を抱えています。
※修学旅行等：修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室などの校外で行う活動をいう。以下同じ。
- 貸切バスについては、時期としては**7～8月及び12月～4月**、曜日としては**日・月・土曜日**が比較的閑散です。また、宿泊施設については、時期としては**12月～3月**、曜日としては**日・月曜日**が比較的閑散です。比較的閑散である時期及び曜日に修学旅行等を実施していただくことで、**貸切バス及び宿泊施設が手配しやすくなります**。
- 修学旅行等の実施時期の集中が回避できれば、学校にとっても修学旅行等の円滑な計画及び実施に資することになると考えられますので、是非、本リーフレットを参考に、修学旅行等の実施時期について柔軟にご検討くださいますようお願いいたします。
- ご検討にあたっては、契約先の事業者（旅行業者や貸切バス事業者等）に適宜ご相談ください。

図1 今後のバス運転者数見込み

※R4年度以降の運転者数、必要人数は日本バス協会による推計

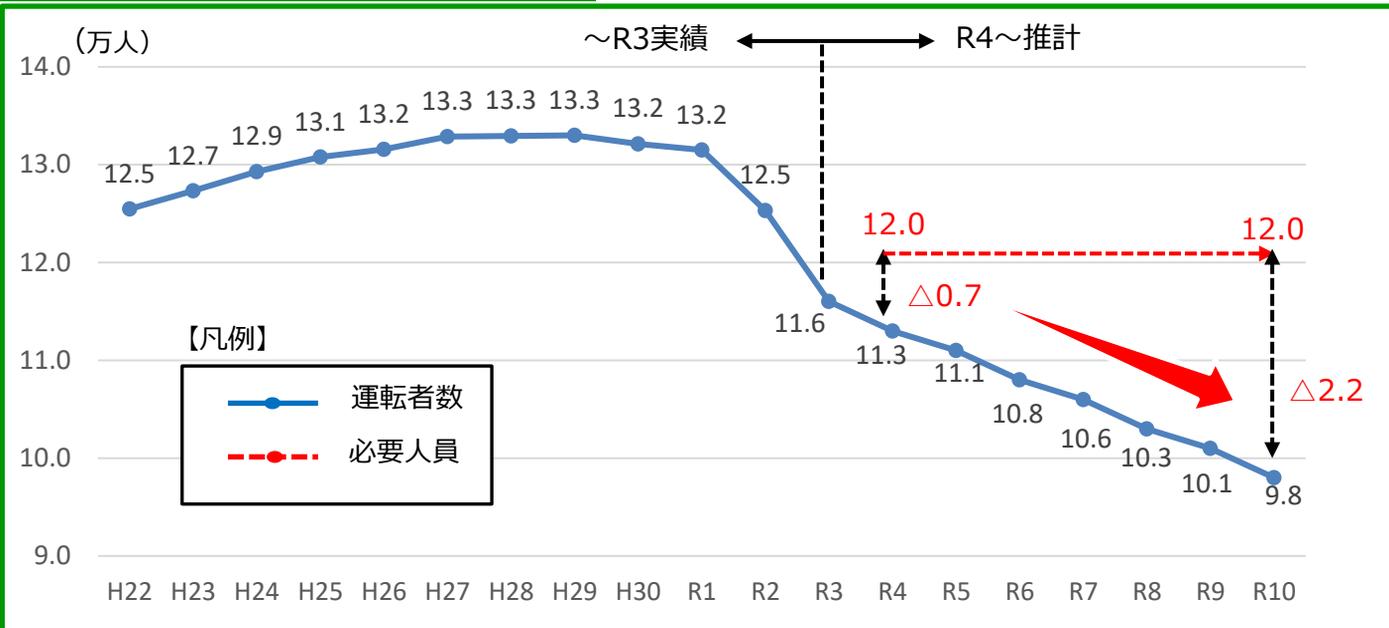


図2 現状の学校行事の実施状況（修学旅行の場合・2022年）

※日本修学旅行協会「データブック2023」より作成

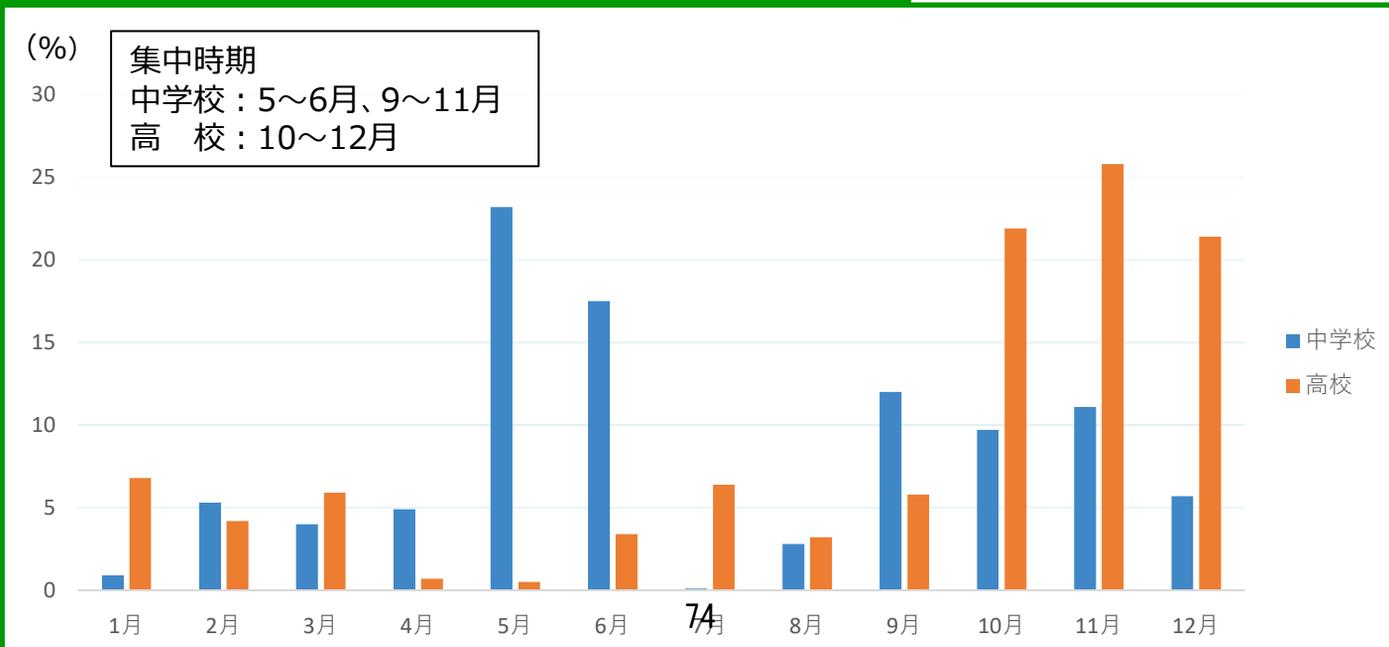
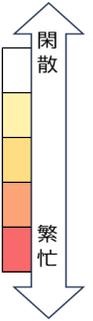


図4 貸切バスの曜日ごとの繁閑状況

※公益社団法人日本バス協会調べ(2024年9月実施)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
北海道	閑散						
青森県	閑散						
岩手県	閑散						
宮城県	閑散						
福島県	閑散						
秋田県	閑散						
山形県	閑散						
茨城県	閑散						
栃木県	閑散						
群馬県	閑散						
埼玉県	閑散						
千葉県	閑散						
東京都	閑散						
神奈川県	閑散						
山梨県	閑散						
新潟県	閑散						
長野県	閑散						
富山県	閑散						
石川県	閑散						
福井県	閑散						
岐阜県	閑散						
静岡県	閑散						
愛知県	閑散						
三重県	閑散						
滋賀県	閑散						
京都府	閑散						
大阪府	閑散						
兵庫県	閑散						
奈良県	閑散						
和歌山県	閑散						
鳥取県	閑散						
島根県	閑散						
岡山県	閑散						
広島県	閑散						
山口県	閑散						
徳島県	閑散						
香川県	閑散						
愛媛県	閑散						
高知県	閑散						
福岡県	閑散						
佐賀県	閑散						
長崎県	閑散						
熊本県	閑散						
大分県	閑散						
宮崎県	閑散						
鹿児島県	閑散						
沖縄県	閑散						



※貸切バスの選定にあたっては、以下も参考にさせていただきますようお願いいたします。

貸切バス利用選定ガイドライン
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html



貸切バス事業者安全情報検索サイト
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/bus/index.html>



貸切バス事業者安全性評価認定制度
<https://www.bus.or.jp/safety/nintei/>

